

# みずほレポート

2010年2月15日発行

贈与税の非課税枠拡大は  
内需活性化の切り札となるか

[本稿に関するお問い合わせ先]  
みずほ総合研究所株式会社 調査本部

市場調査部 井上 淳  
jun.inoue@mizuho-ri.co.jp  
TEL (03) 3591-1197

経済調査部 内藤啓介  
keisuke.naitou@mizuho-ri.co.jp  
TEL (03) 3591-1418

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。

## 要 旨

1. わが国の経済は世界金融危機に伴う急激な調整を経て復調過程に入り始めたとみられるが、厳しい雇用情勢、明るさの見えない所得環境、先行き不安の広がりなど消費を下押しする要因は多く、デフレ対策が急務となっている。その一方で、一昨年からの税収の落ち込みや経済対策などによって財政状況は悪化の一途を辿っており、デフレ対策にも財政コストを膨らませない工夫が求められるようになっている。そうしたなか、民主党政権は、2年連続となる住宅取得資金の贈与に対する贈与税の非課税枠拡大(以下「非課税枠拡大」)を決定した。高齢者の保有する多額の個人金融資産を現役世代へ移転させ、内需の活性化につなげるのが目的だ。本稿では、その贈与税減税の効果を試算するとともに、より内需活性化に資する非課税枠拡大の手法を検討した。
2. 「資金循環統計」(日本銀行)によれば、家計の保有する金融資産は約 1,400 兆円とされるが、そこから年金準備金や個人事業主の事業性資金といった贈与の対象となりにくい資産や家計の抱える負債を差し引いた純金融資産を「家計調査」(総務省)から試算すると 600 兆円程度となり、そのうち 65 歳以上の高齢者が保有する純金融資産は約 360 兆円と試算できる。約 360 兆円の個人金融資産の 1 割が現役世代の消費に回るだけでも、名目 GDP を約 7%押し上げるインパクトを持つ。
3. 今回の住宅取得資金に関わる「非課税枠拡大」は、そうした高齢者資産を活用する施策と位置づけられるが、その効果については次のように考えられる。贈与を行なう場合、贈与税の課税方式として相続時精算課税と暦年課税のいずれかを選択することができる。このうち相続時精算課税については、既に平均住宅購入額を上回る非課税枠が設定されており、今回の「非課税枠拡大」で贈与が増加する効果はほとんど期待できない。このため、「非課税枠拡大」の贈与促進効果は、暦年課税を利用するケースが中心になると考えられる。過去の経験を踏まえれば、2010 年の暦年課税での住宅取得資金の平均贈与額は、住宅取得時の自己資金額程度(40 代で約 1,200 万円)まで増加する可能性が高く、また、贈与件数も過去の同様のケースを参考にすると、最大で 3.9 万件増加する可能性があるとして試算できる。
4. 「非課税枠拡大」によって住宅購入が新たに 3.9 万件増加すれば、2010 年の贈与は最大で約 4,700 億円増加し、住宅投資は 1.3 兆円増加する可能性がある。新たな住宅購入の決定によって住宅ローンの返済負担が増すことによる消費の抑制効果(最大 230 億円程度)を見込んだとしても、一定の需要拡大効果が期待できる。この 3.9 万件の住宅購入の増加がもたらす名目住宅投資の押し上げ効果は+1.3 兆円程度であるが、経済全体としては名目 GDP を+0.3%押し上げる程度の効果にとどまる。その上、将来不安などの下押し要因から、そうした潜在的な効果も十分に発揮されない可能性もある。なお、

贈与税減税で懸念される資産格差の固定化を助長させるといった副作用については、2010年の「非課税枠拡大」が持つ節税効果が、高額資産保有者の相続コストの実効税率を最大2%低下させる程度でしかないことから、限定的と考えられる。

5. このように、今回の「非課税枠拡大」は、資産格差の固定化を助長するという副作用は小さいものの、内需活性化策としては力不足の感が否めない。高齢者の金融資産を現役世帯へ移転させ、内需の活性化を図るには、資産格差の固定化といった副作用を生まないように配慮しつつ、さらに大胆な非課税枠の拡充が必要だと考えられる。具体的には、①住宅取得資金の非課税枠を一般的な控除と別枠にする、②支出する場合に限り用途は自由とする条件をつけた上で、暦年課税の年間の非課税枠(基礎控除)を大幅に拡大させる、③用途を住宅ローンの返済資金とする場合に限り高額の非課税枠を設ける、といった拡充案である。
6. なかでも、住宅ローンの返済資金を非課税にするケースについては、より大きな効果が期待できる。家計の住宅ローン残高は2008年末時点で約178兆円あり、一定の仮定のもとで試算すると、その返済負担は年間9兆円に達することになる。年9兆円の返済負担が軽減されれば、同額の可処分所得の増加によって、年間約5兆円の消費増につながる可能性がある。現実には178兆円全てが贈与で返済されることにはならないであろうが、実質債務負担が年々増加するデフレ下で、消費支出の拡大と同時に、消費者マインドを萎縮させている要因のひとつである家計の債務負担を軽減させることのできるこの提案はデフレ対策の有効な手立てとなろう。

## 【 目 次 】

1	はじめに.....	1
2	高齢者の資産とその活用の意義.....	1
(1)	個人金融資産を活用した内需活性化策の必要性.....	1
(2)	注目が集まる高齢者の金融資産.....	2
3	贈与税の非課税枠拡大.....	9
4	非課税枠の拡大で贈与は増加するか.....	10
(1)	贈与件数の押し上げ効果.....	10
(2)	平均贈与額の押し上げ効果.....	15
(3)	2010年の「非課税枠拡大」の効果.....	17
5	「非課税枠拡大」の経済効果.....	18
(1)	住宅投資と消費支出に与える効果.....	18
(2)	「非課税枠拡大」は格差の固定化を助長するか.....	25
(3)	「非課税枠拡大」の効果を阻む将来不安.....	27
6	高齢者資産の活用に向けて.....	29
(1)	副作用の大きい「使途制限の廃止」と「恒久化」.....	29
(2)	検討の余地がある使途要件の緩和.....	31
(3)	より現実的な住宅ローン返済資金の非課税贈与.....	32
7	おわりに.....	34

## 1 はじめに

世界金融危機によって景気後退に見舞われた日本経済にもようやく景気の底打ち感が見られるようになり、生産活動も依然低水準ながら徐々に回復しつつある。しかし、その要因をみると、景気対策の効果や輸出の回復によるところが大きい。日本経済の持ち直しは、依然自律的な成長とは言い難く、先行きについても二番底が懸念される状況にある。

日本経済を自律的な成長へ導くためには、将来不安の解消を図り、過度に弱含んだ家計のマインドを回復させることが重要だと考えられる。また、より根本的な問題としては、中長期的に供給力を潜在需要のある産業へシフトさせていくことが必要である。しかし、そうした中長期的な自律成長過程に日本経済を導いていくには、まず足元のデフレ圧力を緩和し、景気の下支えを図ることから始めなければなるまい。将来自律的な成長経路に乗るための素地を作りながら、一方で短期的な需要の押上げに寄与する政策が不可欠だ。政府が取り組んでいる 2009 年度の 2 次補正予算や 2010 年度予算の歳出拡大も、この文脈からみれば一定の評価はできる。

ただ、一昨年来の経済対策と税収減少によって財政赤字が膨らむ中であっては、財源問題も無視できない。より費用対効果の高い景気下支え策が求められるわけだが、そこで有力な手立てとなり得るのが、2009 年度の税制改正で実施され、2010 年度も実施予定である贈与税の非課税枠拡大（以下、「非課税枠拡大」）だ。「非課税枠拡大」によって個人金融資産の贈与が促され、それが消費支出に向かえば、財政支出に頼らない内需振興にも寄与する。

そこで本稿では、贈与税減税の意義や効果、留意点について多角的な検討を行った。以下では、まず第 2 章で贈与の原資となる個人金融資産について、また第 3 章で「非課税枠拡大」の概要について確認した上で、第 4 章で「非課税枠拡大」による贈与の促進効果を、第 5 章でその経済効果と懸念される副作用について検証する。そして、第 6 章で追加策についても考察する。その際にポイントとなるのは、①贈与税減税は“景気対策”として有効か、②格差固定化という副作用はないか、そして③金融資産の有効活用を促す効果をさらに高めるにはどうすればよいかの 3 点である。

## 2 高齢者の資産とその活用の意義

### (1) 個人金融資産を活用した内需活性化策の必要性

2008 年 9 月のリーマンショック後、世界経済は 100 年に一度と言われる金融危機に直面した。米国でのサブプライムローンの焦げ付きで日本の金融機関が直接被った損害は、欧米金融機関に比べればはるかに小さかったが、2008 年 10～12 月期から 2 四半期連続して年率 10%超のマイナス成長を記録するなど、日本経済

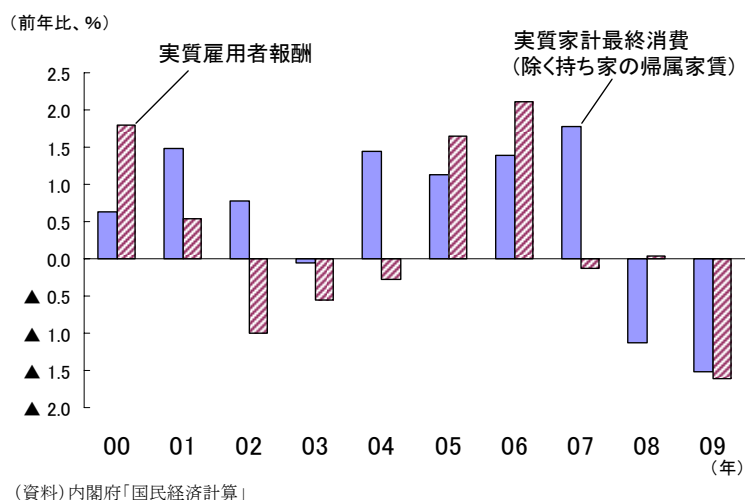
の落ち込みは結果として欧米を凌ぐものとなった。

原因は外需に依存した経済構造にある。2002年から07年までの景気拡大は、成長の実に6割までが輸出によるものとなっており、金融危機で各国が不況に見舞われると日本の輸出は急減し、国内生産は大きな打撃を受けた。影響は、設備投資の深刻な落ち込みや、所得・雇用環境の悪化へと波及し、現在もそうした状況は根本的に改善していない。

特に家計の所得環境は依然厳しく、消費に回復の兆しは見えない(図表1)。消費の低迷が続くようなら、対策効果が剥落するまでに内需が自律回復に向かうという構図も描きづらい。家計支出の安定的な拡大には、潜在需要の掘り起こしといった企業の努力に加え、政策的な供給サイドへの働きかけが重要だが、そうした供給サイドの革新には一定の期間を要する。

そこで注目されているのが、1,400兆円以上に及ぶといわれる個人金融資産の活用である。民主党は、現役世代への生前贈与の促進によって家計資産の有効活用を目指すとしており、2010年度の税制改正にも住宅取得資金の贈与に対して贈与税の非課税枠を拡充する時限措置が盛り込まれた。

図表1 所得と消費の推移



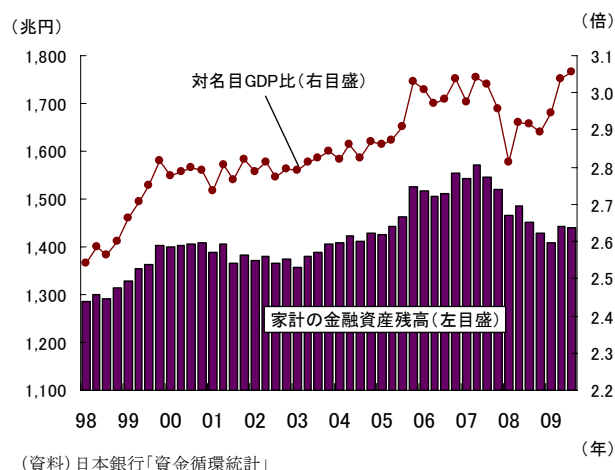
## (2) 注目が集まる高齢者の金融資産

まず、わが国の個人金融資産の実態を確認しておこう。「資金循環統計」(日本銀行)によれば、2009年9月末時点で、家計の保有する金融資産は1,439兆円にのぼる(図表2)。景気後退の影響もあったため、ピーク時の2007年6月末から130兆円あまり減少しているが、名目GDPとの対比で見れば3倍以上の水準に達する規模である。

ただし、この約1,400兆円という数値には、企業年金・国民年金基金といった

年金準備金などが含まれており、一般的には個人の資産として認識されていない資産が 200 兆円程度ある<sup>1</sup>。そのほか、個人事業主の事業性資金も計上されている<sup>2</sup> (図表 3)。

図表 2 家計の金融資産残高の推移



図表 3 家計金融資産の内訳 (2009年9月末)

(億円)	
現金・預金	7,906,476
現金	434,298
流動性預金	2,789,976
定期性預金	4,630,405
譲渡性預金	318
外貨預金	51,479
貸出	94
株式以外の証券	945,988
国債・財融債	354,713
地方債	13,622
政府関係機関債	5,772
金融債	13,819
事業債	7,795
投資信託受益証券	516,846
信託受益権	33,117
抵当証券	304
株式・出資金	997,650
うち株式	646,113
金融派生商品	3,768
保険・年金準備金	3,939,246
保険準備金	2,178,337
年金準備金	1,760,909
預け金	83,875
未収・未払金	350,427
対外証券投資	71,550
その他	95,763
合計	14,394,837

一部は個人事業主の事業性資金

一般に家計の資産として認識されていないもの

(資料) 日本銀行「資金循環統計」

<sup>1</sup> 年金準備金のほかにもゴルフ場預託金等の預け金、預貯金の経過利子等の未収・未払金などが含まれる。

<sup>2</sup> 日本銀行 HP 「資金循環統計の FAQ」 (<http://www.boj.or.jp/type/exp/stat/faqsj.htm>)



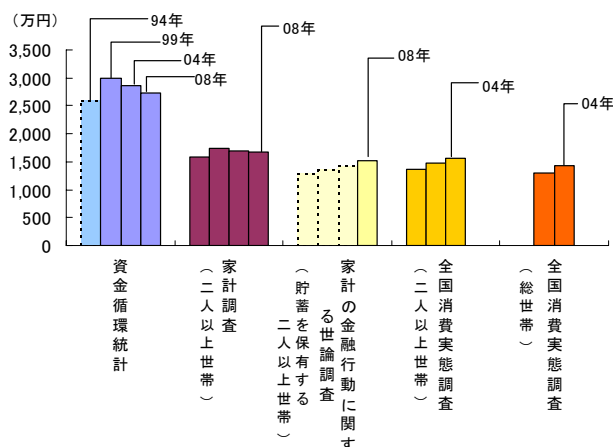
このため「資金循環統計」から計算した世帯あたりの平均貯蓄残高と、各種の標本調査でのそれとで大きな乖離が生じている（図表 4、図表 5）。つまり、「資金循環統計」に掲載されている家計金融資産残高は、“純粋な個人金融資産”に比べ過大な数字である可能性がある<sup>3</sup>。そこで、標本調査の平均貯蓄額をもとに 2008 年末時点の個人の“純粋”な金融資産残高を試算すると、標本調査の中でも数値の大きい家計調査をもとにした試算でも約 880 兆円という値になる（図表 6）。も

図表 4 世帯当たりの金融資産  
～家計調査と資金循環統計の比較～

	家計調査 (2009年2Q)		資金循環統計 (2009年6月末)
貯蓄残高	1,640	金融資産残高	2,742
		現金	83
通貨性預貯金	298	流動性預金等	545
定期性預貯金	701	定期性預金等	886
生命保険など	381	保険準備金	416
		年金準備金	331
有価証券	219	有価証券等	383
		未収・未払金	63
		預け金	16
その他	41	その他	18

(注) 単位は万円。資金循環統計の値は家計の金融資産残高を世帯数で除した値。  
(資料) 総務省「家計調査」、「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」、日銀「資金循環統計」

図表 5 世帯あたりの平均貯蓄残高

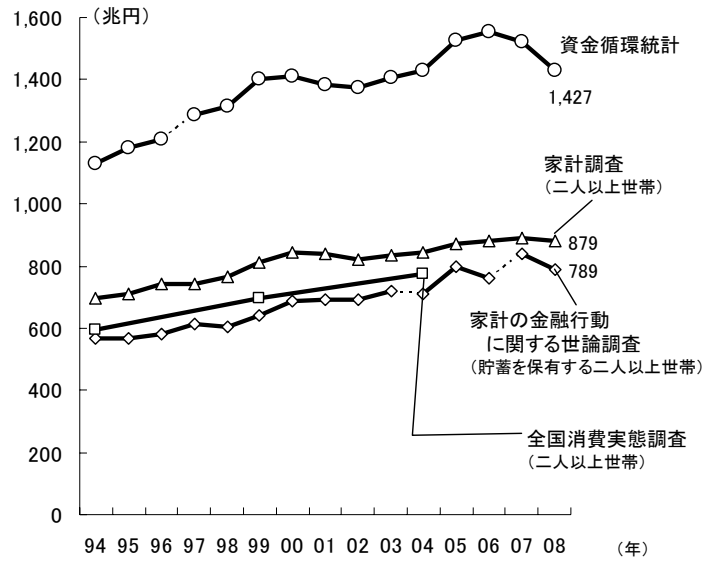


(注) 点線部分は、実線部分との不連続を示す。「資金循環統計」の世帯当たり平均貯蓄残高は家計金融資産残高を世帯数で割って算出。

(資料) 日本銀行「資金循環統計」、総務省「全国消費実態調査」、「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」、「家計調査」、「貯蓄動向調査」、金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」

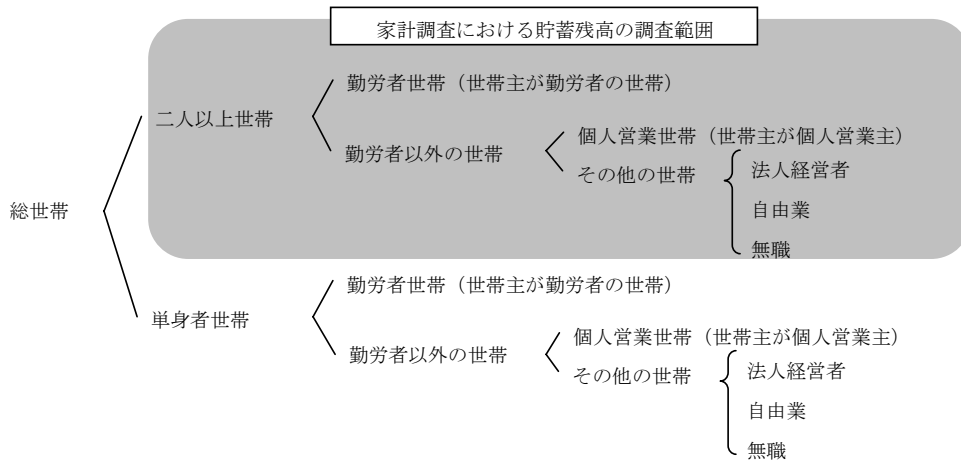
<sup>3</sup> 文中の「家計金融資産」は、年金準備金や個人事業主の事業性資金を含む「資金循環統計」ベースの家計金融資産を指す。また、文中の「個人金融資産」は、家計金融資産から年金準備金や個人事業主の事業性資金を除いたものを指す。「個人金融資産」は、一般的に個人の貯蓄として認識されている金融資産で、生前贈与の原資となる可能性の高い資産で、本稿では「家計調査」(総務省)から試算した。

図表 6 家計の金融資産（貯蓄残高）



(注) 家計調査は平均値、それ以外は年末値。なお資金循環統計以外は、世帯あたりの平均貯蓄額に世帯数をかけたもの。なお、点線部分は統計の不連続を示す。  
 (資料) 日本銀行「資金循環統計」、総務省「全国消費実態調査」、「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」、金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」

図表 7 「家計調査」の調査範囲



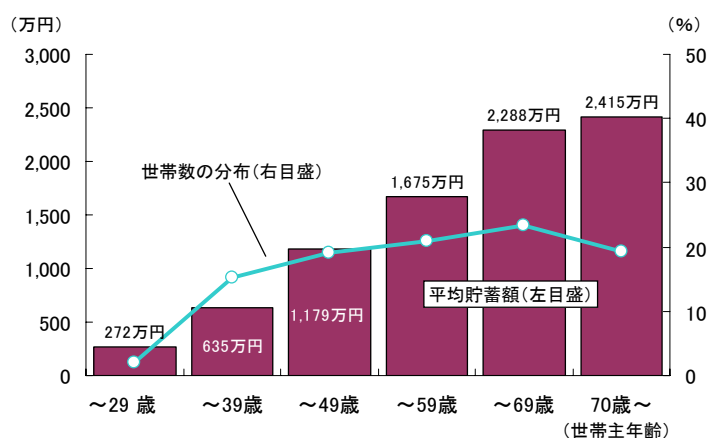
(資料) 総務省「家計調査年報」

もちろん家計調査は全ての世帯を対象としているわけではない上に（図表 7）、平均貯蓄額も標本調査によって2~3割程度の差があるので880兆円という値は幅をもってみなければならないが、「資金循環統計」の示す1,400兆円より実態に近いと考えられる。

このように家計金融資産1,400兆円という数字が必ずしも個人の持つ資産の実態を的確に表すものではないとしても、多額の金融資産が家計に存在するという

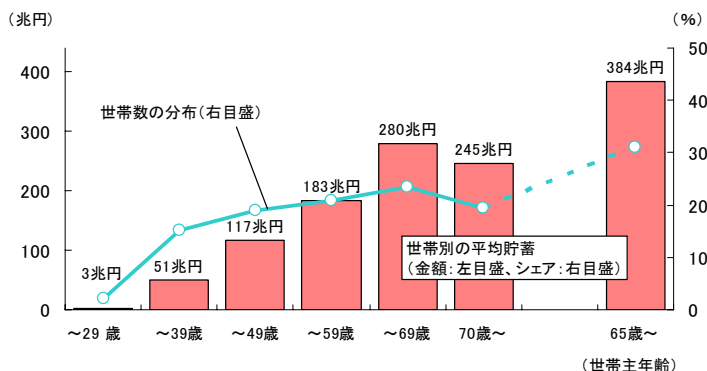
ことには変わりはない。そして、その多額の個人金融資産の多くは、高齢者によって保有されている。“純粹”な個人金融資産 880 兆円を算出するもととなった総務省の「家計調査」によれば、二人以上世帯で世帯主が 60 代の世帯および 70 歳以上の世帯では平均貯蓄額が 2,000 万円を超えている（図表 8）。さらに、これらの世代は世帯数も全世帯の 4 割程度と多い（図表 8）。総世帯の資産分布が仮に家計調査（二人以上世帯）の分布とそれほど変わらないとすれば、その 4 割の世帯に金融資産の 6 割が集中していることになり、その総額はおよそ 525 兆円に達する（図表 9）。高齢者の範囲を 65 歳以上に絞った場合でも 4 割強の約 380 兆円程度と試算される（図表 9）。

図表 8 世帯主年齢別の平均貯蓄額（2008 年）



(注) 2人以上の世帯。  
 (資料) 総務省「家計調査」、「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」

図表 9 世帯主年齢別の金融資産分布（2008 年）

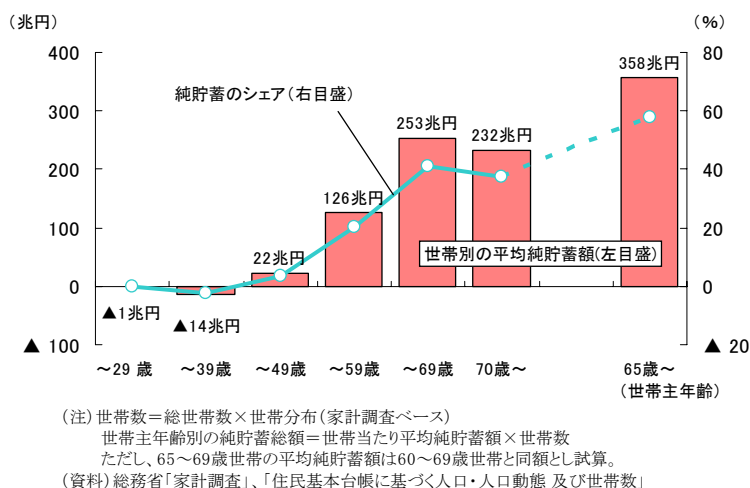


(注) 世帯数 = 総世帯数 × 世帯分布 (家計調査ベース)  
 世帯主年齢別の貯蓄総額 = 世帯当たり平均貯蓄額 × 世帯数  
 ただし、65~69 歳世帯の平均貯蓄額は 60~69 歳世帯の平均貯蓄額と同じとした。  
 (資料) 総務省「家計調査」、「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」

現役世代を中心に住宅ローンなどの負債を抱えている点を考慮すると、金融資産の偏在はさらに顕著なものになる。貯蓄から負債を引いた純金融資産（純貯蓄）の総額は600兆円程度と試算されるが、その実に8割弱が世帯主60歳以上の世帯によって保有されていることになる。世帯主が65歳以上の世帯に限ってみても、その規模は純金融資産の約6割にあたる約360兆円になる（図表10）。

このように個人金融資産の多くは、高齢者世帯によって保有されている。すなわち、金融資産の有効活用を図ろうとすれば、それは必然的に高齢者の金融資産をターゲットにすることとなる。さらに言えば、高額な金融資産を保有する高齢者に対しての有効な働きかけが必要である。

図表 10 世帯主年齢別の純金融資産分布（2008年）



総務省の「家計調査」によれば、純貯蓄額<sup>4</sup>が2,000万円以下の高齢者世帯は6割強とされおり（図表11）、高齢者の中には、老後の生活資金として必ずしも十分な貯蓄を蓄えていない世帯もあると考えられる。平均寿命が延びるほど老後の生活資金として必要な蓄えは多くなることを考えれば、贈与を行なう余裕のない世帯の割合は以前より上昇している可能性もある。しかしその一方で、2,000万円以上の純貯蓄を保有する世帯も、高齢者世帯の4割弱に及ぶ（図表11）。こうした高額な金融資産を保有する高齢者を中心に、相当程度の余裕資金が蓄えられている可能性が高い。

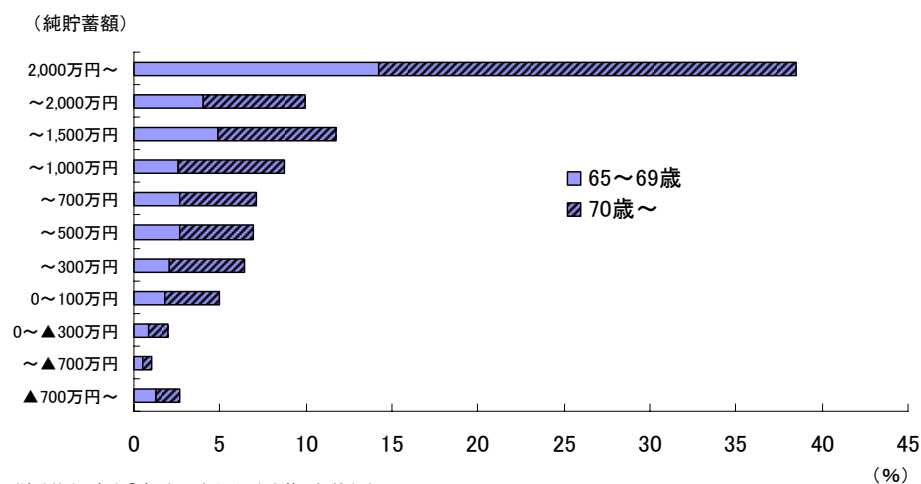
高齢者が保有する資産は、平均的に見ても、ライフサイクル仮説<sup>5</sup>が予想するよ

<sup>4</sup> 総務省「家計調査年報（貯蓄・負債編）」の世帯主年齢別の貯蓄額および負債額から計算すると、世帯主が60代の世帯では純貯蓄の平均額が2,071万円となる。また、世帯主が70歳以上の世帯では、2,291万円となる。

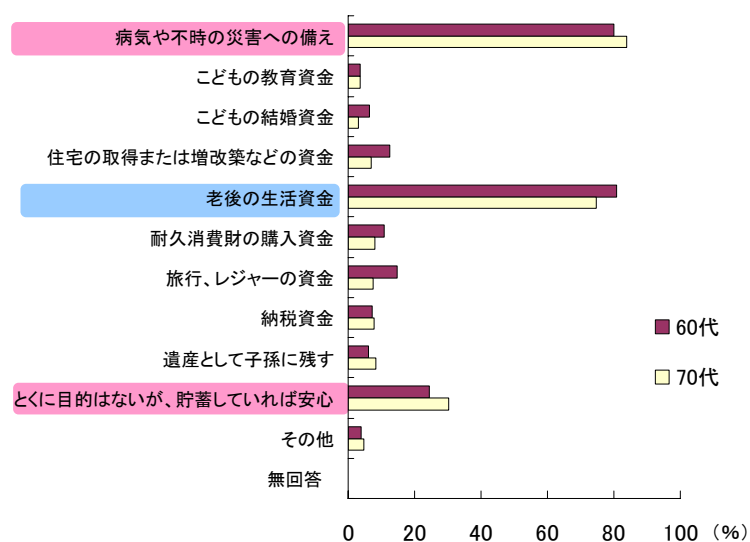
<sup>5</sup> ライフサイクル仮説とは、各個人が、生涯にわたる総消費額と生涯所得が等しくなるように各時点の消費量を決めているというもの。したがって、ライフサイクル仮説に従えば、各個人は所得の減少する老後

うな老後の生活資金だけではなく、病気や災害といった不時の出費への備えや特に目的のない貯蓄も多く含まれているとみられる（図表 12）。そして、高額な資産を保有する高齢者ほどその傾向が強いと推察される。こうした貯蓄が、贈与税減税をきっかけに若い世代へ贈与されれば、内需の拡大につながる可能性があるということになる。

図表 11 高齢者が保有する純貯蓄の分布（2008年）



図表 12 60代・70代の貯蓄動機



(注) 貯蓄保有世帯についての集計結果。なお回答は、3つまでの複数回答。  
(資料) 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」(2009年調査)

に備えて貯蓄をすると解釈される。

### 3 贈与税の非課税枠拡大

民主党政権は、こうした高齢者の保有する資産を現役世代への支出につなげることを目的として、2010年からの贈与税の「非課税枠拡大」を決定した。「非課税枠拡大」は、自民政権下で実施された「経済危機対策」（2009年4月10日公表）にも盛り込まれた2009年度の税制改正に続いて2年連続の措置となる（図表13）。

ただし、「非課税枠拡大」は住宅取得資金の贈与に限定されている。2009年の改正では、現行の制度において暦年課税<sup>6</sup>で110万円、相続時精算課税<sup>7</sup>で2,500万円まで認められている非課税枠を、住宅取得資金の贈与に限りそれぞれ610万円（2010年末まで）、4,000万円（2009年。2010年は3,000万円）まで拡大させた。今回、民主党政権が決定した「非課税枠拡大」は、それをさらに拡充するものである。暦年課税については2010年末まで1,610万円、2011年末までは1,110万円に拡充する方針であり、相続時精算課税についても、2010年は4,000万円の非課税枠を維持し、2011年も3,500万円までの非課税を認める内容となっている。この「非課税枠拡大」の効果について、次章以降で検証する。

図表 13 贈与税制の変遷

	暦年課税		相続時精算課税	
	基礎控除	税率	基礎控除	税率
1992 (H14)	60万円 ※住宅取得資金贈与については、300万円(=60万円×5年分)	(13段階) 10% 150万円以下 15% 200万円 〃 20% 250万円 〃 25% 350万円 〃 30% 450万円 〃 35% 600万円 〃 40% 800万円 〃 45% 1,000万円 〃 50% 1,500万円 〃 55% 2,500万円 〃 60% 4,000万円 〃 65% 1億円 〃 70% 1億円 超	—	—
2001 (H13)	110万円 ※住宅取得資金贈与については、550万円(=110万円×5年分)	〃	—	—

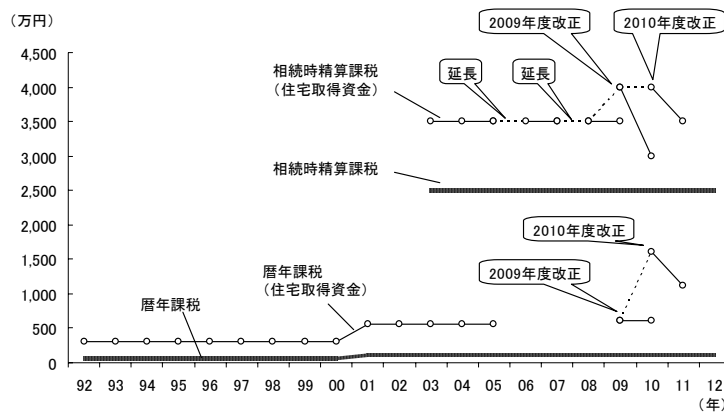
<sup>6</sup> 年間（1月から12月までの暦年）に贈与された財産に課税する方式で、相続税との通算はされない。基礎控除として、年間110万円までの贈与について非課税が認められている。非課税枠を超えた部分の贈与について10～50%の税率で贈与税が課せられる。

<sup>7</sup> 贈与額と相続額を通算して課税する方式。同制度を利用する場合は、累計で2,500万円まで認められている非課税枠を超える部分の贈与について、贈与時に一律20%の税率で課税される。ただし、相続時に、贈与額と相続額の合算額に対し相続税を課し、贈与時に納付した贈与税額を控除する。贈与税額が相続税額を上回る場合には差額が還付される。したがって、同制度を利用する場合は、最終的な税負担が贈与税率ではなく相続税率によって規定されることになる。なお、同制度を一度利用すると暦年課税による贈与は利用できなくなる。また、年齢要件として、贈与者が65歳以上の親であり、受贈者が20歳以上の子であるという条件がある。ただし、住宅取得資金を贈与する場合については、贈与者の年齢に関係なく贈与が可能。

	110万円	(6段階) 10% 200万円以下 15% 300万円 “ 20% 400万円 “ 30% 600万円 “ 40% 1,000万円 “ 50% 1,500万円 超	2,500万円	一律20% ※ただし、相続時に生前贈与された資産と相続財産を合算し、相続税との差額を負担(過払いの場合は還付)。特殊なケースを除けば、最終的な税負担は一般的に相続課税と同額になる
2003 (H15)	※住宅取得資金贈与については、2005年末までの時限措置として、550万円(=110万円×5年分)		※住宅取得資金贈与については、2005年末までの時限措置として3,500万円	
2006 (H18)	110万円	“	※住宅取得資金贈与については、2007年末までの時限措置(延長)として3,500万円	“
2008 (H20)	“	“	※住宅取得資金贈与については、2009年末までの時限措置(延長)として3,500万円	“
2009 (H21)	110万円 ※住宅取得資金贈与については、2010年末までの時限措置として610万円	“	※住宅取得資金贈与については、時限措置として2009年は4,000万円、2010年は3,000万円	“
2010 (H22)	110万円 ※住宅取得資金贈与については、時限措置として2010年は1,610万円、2011年は1,110万円	“	※住宅取得資金贈与については、時限措置として2010年は4,000万円、2011年は3,500万円	“

(資料) 財経詳報社「図説日本の税制」、財務省税制改正関連資料

### < 非課税枠(基礎控除)の推移 >



(資料) 財経詳報社「図説日本の税制」、財務省税制改正関連資料

## 4 非課税枠の拡大で贈与は増加するか

### (1) 贈与件数の押上げ効果

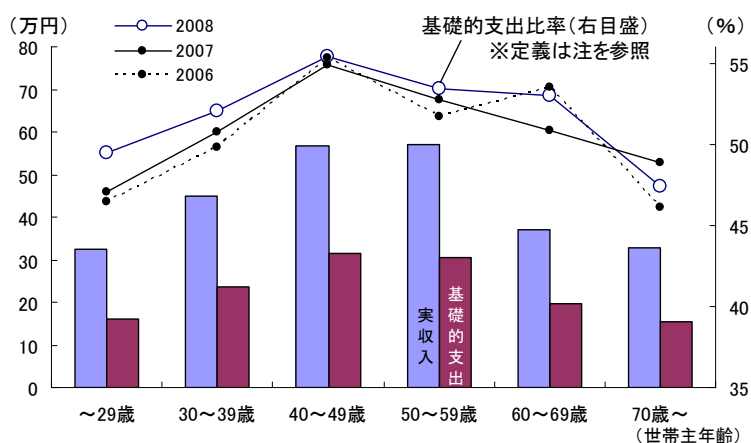
「非課税枠拡大」によって、高齢者の金融資産の贈与はどれだけ拡大するだろうか。ここでは、贈与への効果を見るにあたり、贈与件数と1件当たりの平均贈与額に分けて考える。

まず贈与件数について考えてみたい。「非課税枠の拡大」によって新たに贈与が発生する必要条件は、親(高齢者)が余裕資産を持っていることだが、贈与が生

じるかどうかは受贈者側の要因も大きく影響していると考えられる。子の世帯が流動性制約に直面している状況にあつてこそ、将来相続させる予定の資産を生前贈与で前倒しして移転する可能性が高くなると考えられるためだ。つまり、「非課税枠拡大」は、余裕資金を持つ高齢者に流動性制約に直面する子がいるケースを中心に世代間の資金移転を促す効果があると考えられる。

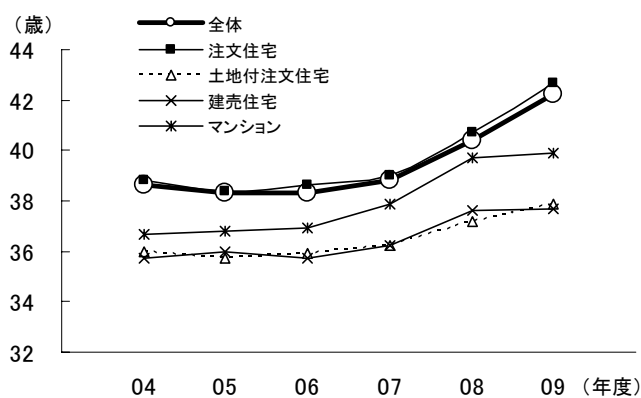
では、どのような世帯が流動性制約に直面しているのだろうか。世帯主年齢別の家計支出をみると、世帯主が40代の世帯は、住宅ローンの返済負担が大きいいため30代の世帯より支出が多いというのが平均的な姿であろう(図表14、図表15)。

図表14 家計の基礎的支出比率  
(勤労者世帯・世帯主年齢別)



(注) 基礎的支出=食料+光熱・水道+被服・履物+保健医療+土地・家屋借金返済+家賃・地代+教育費+仕送り金+直接税・社会保険料等  
基礎的支出比率=基礎的支出÷実収入  
(資料) 総務省「家計調査年報」

図表15 住宅ローンの新規融資利用者の平均年齢



(注) 「注文住宅」は土地取得のための借入のない者。2009年度は上期実績。  
(資料) 住宅金融支援機構「フラット35利用者調査」



## BOX 40代の親の年齢

2008年に40代に属するのは1959年～1968年生まれの人である。厚生労働省「人口動態統計」によれば、1960年の母親の出産時年齢は25.4歳(第1子)～29.9歳(第3子)、平均で27.6歳となっている。1965年および1970年の出産時年齢もほぼ同じである。子供が誕生した時点の父親の年齢については、1975年の統計で28.3歳(第1子)～33.4歳(第3子)、平均で30.1歳となっており、同年の母親の出産時平均年齢は平均27.4歳となっている。このため、2008年時点で40代となる人の親は概ね70代にあたる。

(年)	父親の年齢				母親の年齢			
	平均	第1子誕生時	第2子誕生時	第3子誕生時	平均	第1子誕生時	第2子誕生時	第3子誕生時
1950					28.7	24.4	26.7	29.4
1955					28.2	24.8	27.2	29.5
1960					27.6	25.4	27.8	29.9
1965					27.4	25.7	28.3	30.3
1970					27.5	25.6	28.3	30.6
1975	30.1	28.3	30.8	33.4	27.4	25.7	28.0	30.3
1980	30.8	29.2	31.4	33.3	28.1	26.4	28.7	30.6
1985	31.4	29.6	32.0	34.2	28.6	26.7	29.1	31.4
1986	31.5	29.7	32.0	34.3	28.6	26.8	29.2	31.4
1987	31.6	29.8	32.1	34.4	28.7	26.8	29.2	31.5
1988	31.7	29.8	32.2	34.5	28.8	26.9	29.3	31.6
1989	31.8	29.9	32.3	34.6	28.9	27.0	29.4	31.7
1990	31.8	29.9	32.4	34.7	28.9	27.0	29.5	31.8
1991	31.8	29.9	32.4	34.8	28.9	27.1	29.5	31.8
1992	31.7	29.9	32.4	34.8	28.9	27.1	29.6	31.9
1993	31.7	29.9	32.4	34.9	29.0	27.2	29.6	32.0
1994	31.7	30.0	32.4	34.9	29.0	27.4	29.7	32.0
1995	31.7	30.0	32.4	34.8	29.1	27.5	29.8	32.0
1996	31.8	30.1	32.4	34.8	29.2	27.6	29.9	32.0
1997	31.7	30.1	32.5	34.8	29.3	27.7	30.0	32.1
1998	31.7	30.1	32.5	34.7	29.4	27.8	30.1	32.1
1999	31.7	30.1	32.6	34.7	29.4	27.9	30.2	32.2
2000	31.8	30.2	32.6	34.7	29.6	28.0	30.4	32.3
2001	31.8	30.2	32.6	34.7	29.7	28.2	30.4	32.4
2002	31.9	30.4	32.6	34.7	29.8	28.3	30.6	32.5
2003	32.0	30.6	32.7	34.7	30.0	28.6	30.7	32.5
2004	32.2	30.9	32.8	34.6	30.2	28.9	30.9	32.6
2005	32.3	31.1	32.9	34.6	30.4	29.1	31.0	32.6
2006	32.5	31.3	33.1	34.7	30.5	29.2	31.2	32.8
2007	32.7	31.4	33.3	34.8	30.7	29.4	31.4	32.9

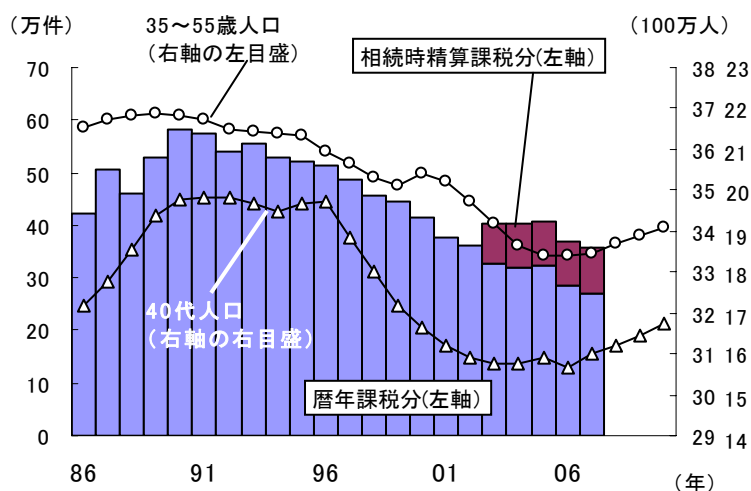
(資料)厚生労働省「人口動態統計」より作成

また、50代の世帯との比較では、所得水準こそ同程度であるが、未成年の子供を抱え、教育費や食料費などの生活費が50代世帯より高い。そのため、40代の世帯は実収入に占める基礎的な支出の割合が他の世帯と比べて高くなっている（前掲図表14）。これらから、平均的に40代の世帯が最も流動性制約を受けていることが分かる。

典型的な受贈者が40代であるとすれば、贈与者であるその親は70代(上掲BOX参照)が中心となる。子の支出を支援するための贈与は、70代の親世帯から流動性制約に直面する40代の子世帯へという経路を通じたものが中心となろう。事実、過去の贈与件数の推移をみると、相続時精算課税を導入した際に若干の上乗せがみられたものの、それ以外は概ね40代およびその前後の年代の人口動態に沿った形で推移している(図表16)。

この点は受贈者の年齢別の贈与実績でも確認できる。足元の状況を知ることはできないが、相続時精算課税を導入した際に財務省が実施した2003年の調査では、同制度を利用した贈与は40代への贈与が最も多くなっている(図表17・上図)。

図表 16 40代前後の人口と贈与件数の推移



(注) 人口は各年12月の値。2010年は将来推計人口の増加率を用いた予測。  
 (資料) 国税庁「統計年報書」、総務省「人口推計月報」、国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口データベース」

図表 17 贈与者・受贈者の年齢別内訳 (2003年・相続時精算課税分)  
 (全体)

		受贈者					合計
		～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	
贈与者	～64歳	4.0%	9.0%	0.2%	0.0%	0.0%	13.2%
	65～74歳	0.8%	17.6%	17.1%	1.4%	0.1%	37.0%
	75～84歳	0.4%	1.6%	12.6%	16.8%	1.3%	32.8%
	85歳～	0.2%	0.5%	1.0%	8.5%	6.8%	17.1%
	合計	5.4%	28.7%	31.0%	26.7%	8.3%	100.0%

(住宅取得資金)

		受贈者					合計
		～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	
贈与者	～64歳	11.5%	26.1%	0.5%	0.0%	0.0%	38.2%
	65～74歳	0.9%	24.7%	15.3%	0.6%	0.1%	41.6%
	75～84歳	0.1%	1.6%	9.2%	5.8%	0.3%	17.0%
	85歳～	0.0%	0.1%	0.4%	1.9%	0.8%	3.3%
	合計	12.6%	52.5%	25.4%	8.3%	1.1%	100.0%

(資料) 財務省「平成15年分相続時精算課税制度に係る贈与税の申告実態調査」

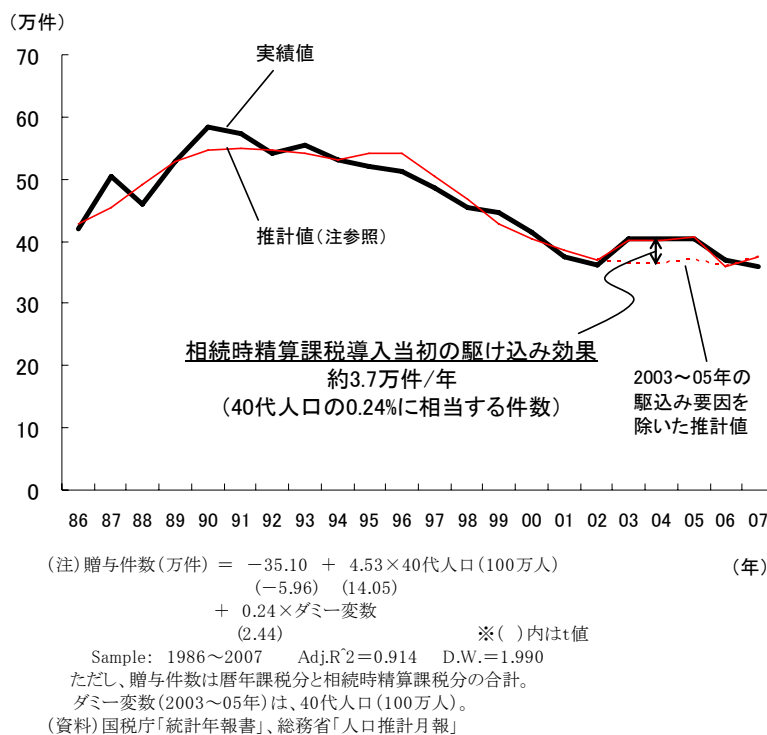
また、住宅取得資金については30代への贈与が最も多く、次いで40代への贈与が続いている(図表17・下図)。これは、住宅の購入時期の中心が30代後半～40代前半であるためだ(前掲図表15)。住宅取得資金に関する「非課税枠拡大」で最も効果が期待できるのは、30～40代の年齢層への贈与であると考えられる。

ただ、親が贈与できるだけの資産を持ち、子の世帯が資金を必要としている場合、「非課税枠拡大」を待たずとも既存の非課税枠を用いて生前贈与が行なわれて

いるはずである。「非課税枠拡大」を理由に新たに生前贈与をしようと思案する人はそれほど多くないかもしれない。つまり、「非課税枠拡大」が受贈者にとって小  
幅なものであれば、贈与件数は大きくは増加しないと考えられる。

では、将来いずれかの時期に贈与を行なおうと考えていた贈与者が前倒しで贈  
与を行なう“駆け込み効果”の可能性はないのだろうか。過去にそうした“駆け  
込み効果”がみられたと考えられる年がある。2003～05年の3年間である。2003  
年は相続税と贈与税を通算する相続時精算課税が導入された年であり、それまで  
より低い税負担で高額な贈与が可能となったことから贈与件数が増加した。加え  
て、当時は、相続時精算課税を利用する場合の住宅取得資金の非課税枠拡大が2005  
年までの時限措置であったこと、また暦年課税での住宅取得資金の非課税枠につ  
いても2005年で廃止されることが決まっていたことも“駆け込み効果”をもたら  
す要因となったとみられる。実際に2003年は、住宅取得資金の贈与が前年比+  
18.4% (+10,271件)、また非住宅取得資金の贈与が前年比+11.3% (+34,481  
件)増加している。これらの贈与の変化を人口動態から推計すると、2003～05年  
の“駆け込み効果”は、住宅取得資金、非住宅取得資金の合計で年平均約3.7万  
件程度であったと試算できる(図表18)。

図表18 相続時精算課税導入時の駆け込み効果



こうした効果が 2009 年から実施された時限的な「非課税枠拡大」措置でもみられるかは不透明な部分が多い。ただ、2009 年のケースは、2003～05 年当時のようにそれまでにはなかった大型の非課税枠が導入されたケースと異なり、既にある非課税枠の拡充に過ぎない。そのため今回は、同じ時限措置とはいえ 2003～05 年ほどの駆け込み効果を生まない可能性もある。

## (2) 平均贈与額の押上げ効果

次に 1 件あたりの平均贈与額について考えてみよう。非課税枠が拡大された場合、1 件あたりの贈与額を非課税枠の拡大と同額だけ増額しても税負担は同額のままである。そのため、贈与税の非課税枠が拡大された場合、平均贈与額も同額だけ増加する可能性がある。

まず、相続時精算課税を利用する場合を考える。2009 年の対策で相続時精算課税を利用する場合の住宅取得資金の非課税枠は 3,500 万円から 4,000 万円に拡大されたが、30～40 代の世帯が住宅取得の際に必要な自己資金の平均額（900～1,200 万円程度、図表 19）を考えれば、拡大前の 3,500 万円でも既に十分な非課税額であったと言える。事実、相続時精算課税を利用した住宅取得資金の平均贈与額は 2006 年が 1,135 万円、2007 年が 1,212 万円となっており、30～40 代の住宅取得に必要な自己資金額に近い金額となっている。また、贈与額の分布全体をみても従来の非課税枠（3,500 万円）以下での贈与が大半となっているのが確認できる（図表 20）。

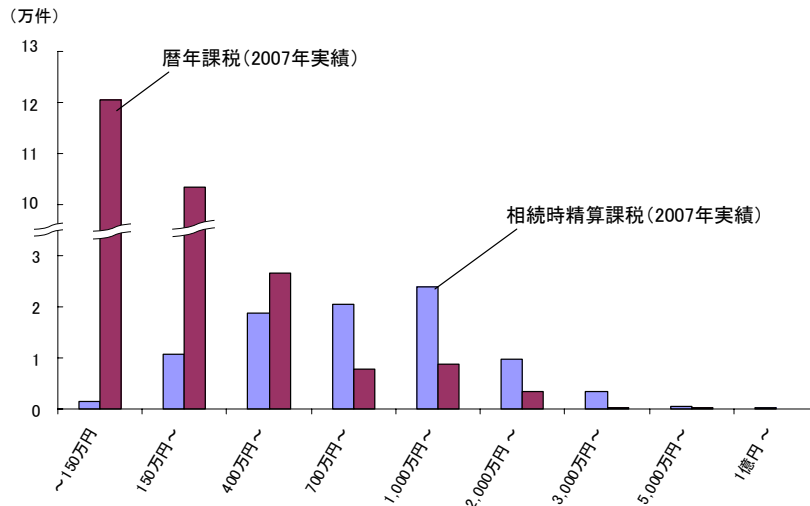
確かに、「非課税枠拡大」がなければ贈与額を非課税額の 3,500 万円以下に抑えていた可能性のある贈与者については、今回の時限措置で贈与額を 3,500～4,000 万円まで拡大させることがあり得るだろう。しかし、これまでの贈与実績を見る限り、こうした高額贈与のケースは少なく、大半が拡大前の非課税枠に収まっていることから考えれば、相続時精算課税を利用するケースでの非課税枠拡大の効果は、極めて限定的と言えよう。

図表 19 住宅取得必要資金

	2007年			2008年			2009年		
	住宅取得必要資金(総額)			住宅取得必要資金(総額)			住宅取得必要資金(総額)		
	自己資金	借入額		自己資金	借入額		自己資金	借入額	
平均	3,192	1,288	1,904	3,309	1,366	1,943	3,179	1,272	1,907
20代	3,350	853	2,497	3,161	986	2,175	2,983	805	2,178
30代	3,248	969	2,279	3,429	940	2,489	3,274	924	2,350
40代	3,428	1,200	2,228	3,479	1,243	2,236	3,329	1,221	2,108
50代	2,815	1,211	1,604	3,279	1,658	1,621	3,071	1,399	1,672
60代	3,390	2,124	1,266	3,005	1,898	1,107	3,087	1,972	1,115
70代以上	3,111	2,119	992	3,113	1,925	1,188	2,911	1,818	1,093

(注)単位=万円。  
(資料)金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」

図表 20 贈与額の分布



(資料) 国税庁「統計年報書」(2007年)

次に、暦年課税を利用するケースについて確認してみよう。過去に非課税枠が60万円から110万円に50万円拡大した2001年の状況をみると、1件あたりの平均贈与額は約290万円から約360万円に70万円程度増加していたことが分かる(図表 21)。

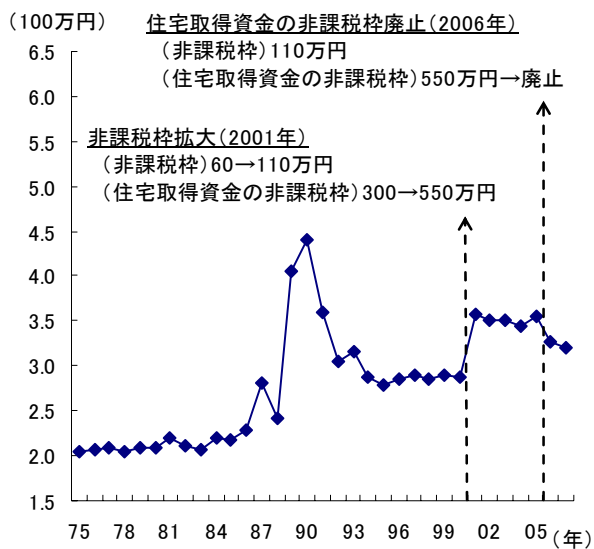
ただ、2001年は、住宅取得資金の非課税枠もそれまでの300万円から550万円に拡大した年であるので、その影響を考慮するために、住宅取得資金と非住宅取得資金に分けてみる必要がある。暦年課税での贈与のうち非住宅取得資金分についてみると、2000年に約270万円であった1件当たりの平均贈与額は、2001年に約330万円へと60万円弱増加している。60万円弱という増加幅は、概ね非課税枠の拡大幅(50万円)に等しい<sup>8</sup>。

住宅取得資金贈与の場合も同様である。暦年課税での住宅取得資金の非課税枠が550万円であった2001~05年をみると、平均贈与額は523~553万円と概ね非課税枠に近い金額で推移していたことが確認できる。住宅取得資金に関して暦年課税の非課税枠が復活した2009年の税制改正に即して考えると、2009年は非課税枠を活用した610万円程度の住宅取得資金の贈与が発生している可能性がある。

このように、2009年から実施された非課税枠の拡大は、暦年課税を利用するケースを中心に、1件あたりの平均額が非課税枠の拡大にあわせて増加する効果を期待できる。

<sup>8</sup> なお、暦年課税を利用して非課税枠内の贈与を行なったケースについては、税務署への申告義務がないため統計で件数等を確認することができないが、非課税枠の拡大によって得られる恩恵はどのケースでも同じであることから、非課税枠内での贈与についても平均贈与額は同程度増加していたと推察される。

図表 21 平均贈与額（暦年課税利用分）



(資料) 国税庁「統計年報書」

### (3) 2010 年の「非課税枠拡大」の効果

民主党政権は、2010年に暦年課税の非課税枠をさらに1,610万円まで拡充することを決定している。前述の分析でも示した過去の例から推察されるように、暦年課税を利用する者にとっては非課税枠の一段の拡大の恩恵は大きいと考えられる。暦年課税を利用する場合であっても、相続時精算課税のケースと同様に住宅取得時の自己資金と同額（40代で約1,200万円、前掲図表19）の贈与が可能となるためである。そのため、暦年課税の平均贈与額が自己資金額程度まで増加する可能性がある。

また、暦年課税については贈与件数も増加する可能性がある。増加の一部は、本来であれば相続時精算課税での贈与を計画していた者が暦年課税での贈与に変更することに伴うものであるかもしれないが、頭金の大半を非課税の贈与金に頼る場合、600万円程度の無税化では住宅購入に踏み切れなかったり、贈与の時点でトータルの相続コストが概ね確定する相続時精算課税の利用を躊躇していた世帯でも、新たに住宅取得を決定する場合が出てくると考えられる。そのため、贈与件数が全体として増加することも十分に考えられる。

以上をまとめると、今回の「非課税枠拡大」には、暦年課税を中心に平均贈与額の増加と、若干の贈与件数の増加が期待できよう（図表22）。ただし、贈与件数については、人口動態に沿った件数からどれだけ上振れするか未知数な部分も多い。

図表 22 贈与拡大効果

		住宅取得資金の贈与拡大効果 (効果大=○、効果小=×、効果不明=△)	
		贈与件数	平均贈与額
2009年の改正	暦年課税	(△) 頭金(600万程度まで)を非課税で受贈できるのであれば新たに住宅取得を決定するケースもあり得る。	(○) 非課税枠(610万円)と同額の贈与が発生する可能性あり。
	相続時精算課税	(×) 駆け込み効果による贈与件数の押し上げ効果は期待薄。	(×) 高額贈与に限り最大500万円程度増加の可能性も。ただし、一般的なケースでは、住宅取得時の自己資金(1,200万円)程度の平均贈与額を維持。
2010年の改正	暦年課税	(△) 住宅取得時の自己資金(1,200万円程度)を非課税で受贈できるのであれば新たに住宅取得を決定するケースもあり得る。	(○) 暦年課税を利用する者でも住宅取得時の自己資金(1,200万円)程度まで平均贈与額が増加する可能性あり。
	相続時精算課税	(×) 駆け込み効果による贈与件数の押し上げ効果は期待薄。	(×) 高額贈与に限り500万円程度の増加が維持される可能性も。ただし、一般的なケースでは、住宅取得時の自己資金(1,200万円)程度の平均贈与額を維持。

(資料)みずほ総合研究所作成

## 5 「非課税枠拡大」の経済効果

### (1) 住宅投資と消費支出に与える効果

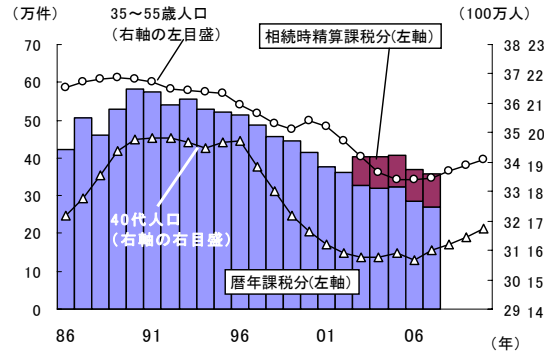
では、「非課税枠拡大」で実際にどれだけの経済効果が期待できるのだろうか。2009年、2010年の税制改正措置について、それぞれ期待される経済効果を試算してみよう。

#### <住宅投資の押し上げ効果>

既に述べたように、贈与件数は、主たる受贈者である40代前後の人口に沿って推移している(次頁の再掲図表16)。そのため、第2次ベビーブーム(1970年代前半)生まれの団塊ジュニアがちょうど30代後半に差し掛かり、40代前後の人口が緩やかな増加傾向にあることを勘案すれば、贈与件数は“自然増”となる可能性が高い。総務省の統計によれば2009年12月時点の40代人口は1,644万人で、2008年末より31万人と僅かではあるが増加している。40代人口と贈与件数の基本的な関係からすれば、2009年は約38万件程度の贈与が見込まれる<sup>9</sup>(図表23)。また、暦年課税で住宅取得資金の非課税枠が時限的に復活したことや、相続時精算課税で時限的に住宅取得資金の非課税枠が500万円拡大したことによって、

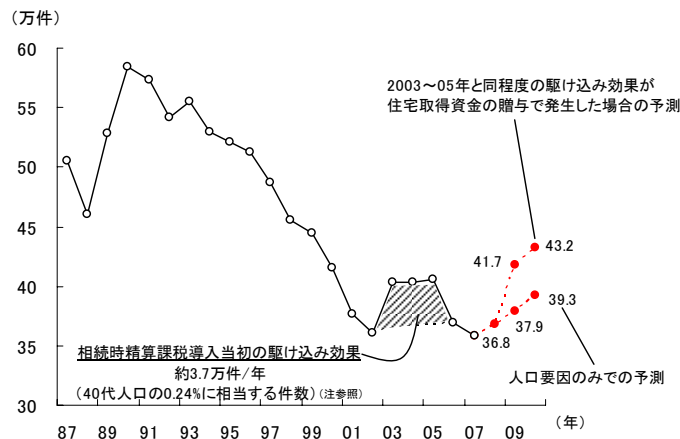
<sup>9</sup> 相続時精算課税を利用した贈与と暦年課税を利用した贈与の合計件数。ただし、暦年課税については、申告義務のない住宅取得資金以外の110万円以下の贈与を除く。

再掲図表 16 40代前後の人口と贈与件数の推移



(注)人口は各年12月の値。2010年は将来推計人口の増加率を用いた予測。  
 (資料)国税庁「統計年報書」、総務省「人口推計月報」、国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口データベース」

図表 23 贈与件数の予測



(注)2008～10年の予測は07年の実績値と下記推計式のパラメーターより試算。  
 なお、09年の人口は、09年5月時点の人口とした。

$$\begin{aligned} \text{贈与件数(万件)} = & -35.10 + 4.53 \times 40\text{代人口(100万人)} \\ & (-5.96) \quad (14.05) \\ & + 0.24 \times \text{ダミー変数} \\ & \quad (2.44) \end{aligned} \quad * ( ) \text{は} t \text{値}$$

Sample: 1986～2007 Adj.R<sup>2</sup>=0.914 D.W.=1.990  
 ただし、贈与件数は暦年課税分と相続時精算課税分の合計。  
 ダミー変数(2003～05年)は、40代人口(100万人)。

(資料)国税庁「統計年報書」、総務省「人口推計月報」、国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口データベース」

2003～05年のときと同程度の駆け込み贈与が発生するなら、贈与件数はさらに3.9万件程度増える可能性もある。

ただ、相続時精算課税を利用した贈与の多くが住宅購入の際の自己資金額程度である蓋然性が高いことを考慮すると、増加が見込まれる+3.9万件の大半が、主に暦年課税を選択したものになると考えられる。そのため、「非課税枠拡大」の効果は、2009年に暦年課税を利用するケースで、610万円程度の住宅取得資金贈与を3.9万件、また2010年も同じく暦年課税を利用するケースで、1,200万円程度の住宅取得資金贈与を3.9万件程度新たに発生させる可能性があると考えることが



できる。その結果、今回の「非課税枠拡大」は、2009年の贈与を自然増からさらに2,400億円程度、また2010年については同じく自然増からさらに4,700億円程度増加させる可能性がある」と試算できる<sup>10</sup>（図表24）。

住宅投資への効果については、仮に平均住宅購入価格が前掲図表19で示した40代が購入する住宅価格の平均値と同じ3,300万円程度だとすると、2009年、2010年ともに1.3兆円程度の押し上げ効果と試算できる（図表25）<sup>11</sup>。

図表24 「非課税枠拡大」の贈与促進効果（試算）

贈与の促進効果(2009年) = (610万円 × 3.9万件) = 0.24兆円
贈与の促進効果(2010年) = (1,200万円 × 3.9万件) = 0.47兆円 (参考:2007年の贈与額 = 2.05兆円)

(注)当初より住宅取得資金の受贈(暦年課税)を予定していた世帯が「非課税枠拡大」にあわせてその額を増額させる効果は含まない。  
(資料)みずほ総合研究所試算

図表25 「非課税枠拡大」の住宅投資・GDP押し上げ効果（試算）

<b>(2009年)</b>	<b>(2010年)</b>
平均住宅購入価格(①) = 3,300万円	平均住宅購入価格(①) = 3,300万円
贈与件数(②) = 3.9万件	贈与件数(②) = 3.9万件
名目住宅投資(③=①×②) = 1.3兆円	名目住宅投資(①×②) = 1.3兆円
名目GDP(2008年、④) = 505.1兆円	名目GDP(2008年、④) = 505.1兆円
経済効果(③÷④) = 0.3%	経済効果(③÷④) = 0.3%

(注)「非課税枠拡大」によって、当初予定されていなかった住宅購入が新たに3.9万件発生する場合の試算。そのため、当初より住宅購入を予定していた世帯が「非課税枠拡大」にあわせて住宅購入価格を引き上げる効果については考慮していない。  
(資料)みずほ総合研究所試算

### <消費支出の押し上げ効果>

なお、住宅購入は長期ローンを組むのが一般的であるため、住宅ローン返済の負担が増減することによって、その世帯の消費への影響が発生することも考えられる。住宅ローンの返済額への影響については、まず、当初から住宅購入を考えていた世帯で、「非課税枠拡大」を受けて住宅ローンの負担が軽減されることが考えられる。その結果、月々の住宅ローンの返済を減額することが可能となり、そこで得られる余裕資金の一部を消費に回す可能性がある。

一方、今回の「非課税枠拡大」を受けて新たに住宅購入を決めた世帯では、当初予定していなかった住宅ローンの返済負担が発生することから、当面の消費が

<sup>10</sup> ただし、「非課税枠拡大」に関係なく当初より住宅取得資金の受贈(暦年課税)を予定していた世帯が「非課税枠拡大」にあわせてその額を増額させる効果は含まない。

<sup>11</sup> 2010年の「非課税枠拡大」は、受贈者の所得が2,000万円以下という所得制限が設けられているが、図表25の試算では所得制限の影響を考慮していない。

抑制される可能性がある。

まず、住宅ローンの負担が軽減される世帯の消費押し上げ効果についてみていこう。暦年課税での平均贈与額は、統計で確認できる 2007 年の実績で約 330 万円となっている。当初から住宅購入を予定していた世帯への贈与予定額が、仮にこの平均額と同じ 330 万円であったとし、それが「非課税枠拡大」を受けて平均的に非課税枠と同額の 610 万円まで増額された場合、住宅ローンの設定額を 280 万円減らすことが可能となる。3%の固定金利で元利均等返済型の 30 年ローンの場合を考えると、住宅ローンが 280 万円減れば住宅ローンの返済額は月々 1.2 万円、年間で 14.2 万円減ることになる。

そして、この浮いた約 14 万円のうち、8 万円程度が消費に回る可能性がある<sup>12</sup>。「非課税枠拡大」に関係なく人口動態との関係のみから予想される 2009 年の贈与件数（暦年課税）は約 28.6 万件であるが（図表 26）、そのうちどれくらいがこのケースに該当するか厳密に知ることはできない。ただ、仮に全てが該当する場合、すなわち今回の試算方法において消費の押し上げ効果が最大になる場合について試算すると、その効果は 230 億円程度（2009 年）と計算することができる（図表 27・上図）。

2010 年についても同様の試算を行なう（図表 27・下図）。2010 年は暦年課税の非課税枠が 1,610 万円まで拡大されることから、住宅取得資金の平均贈与額は、第 4 章で考察したように 40 代の住宅取得時の平均自己資金額と同程度の 1,200 万円程度まで増加することが予想される。その結果、住宅ローンの返済を除いたマクロベースの可処分所得が約 1,310 億円増加し、その 56%程度が消費に回ると試算される。これらから、消費押し上げ効果は約 730 億円となる。

図表 26 贈与予測

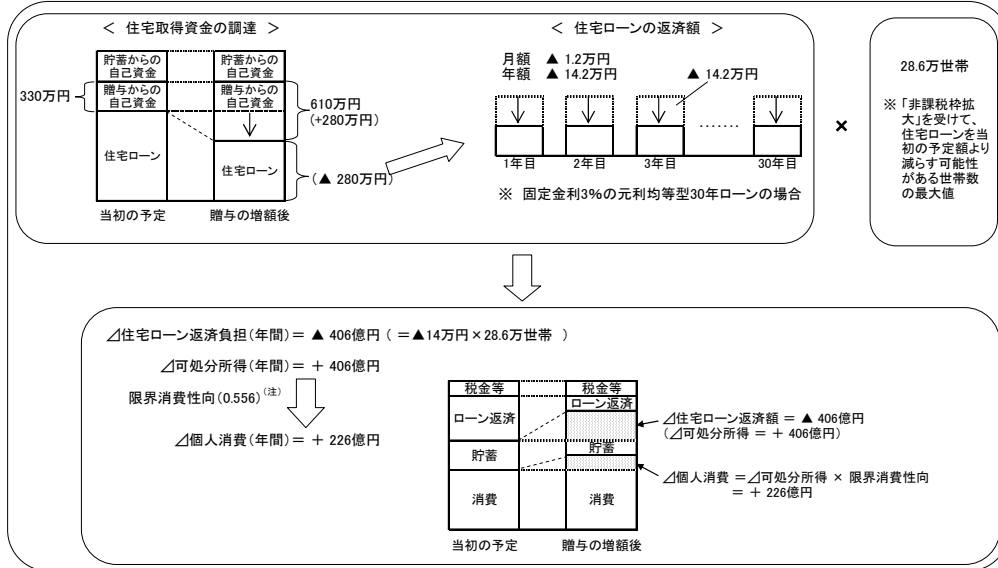
	相続時精算課税				暦年課税				贈与件数(万件)		
	住宅資金		非住宅資金		住宅資金		非住宅資金		ベースライン (推計、万件)	駆込み効果 (推計、万件)	
	平均 贈与額 (万円)	件数(万件) ( )は対ベース ライン比	平均 贈与額 (万円)	件数(万件) ( )は対ベース ライン比	平均 贈与額 (万円)	件数(万件) ( )は対ベース ライン比	平均 贈与額 (万円)	件数(万件) ( )は対ベース ライン比			
2003	1,483	2.6 (7%)	1,486	5.2 (14%)	525	4.0 (11%)	328	28.7 (78%)	40.4	36.6	3.7
2004	1,454	2.7 (7%)	1,429	5.7 (15%)	537	3.3 (9%)	315	28.9 (79%)	40.4	36.7	3.7
2005	1,503	2.7 (7%)	1,492	5.5 (15%)	547	3.7 (10%)	326	28.9 (79%)	40.5	36.8	3.7
2006	1,135	3.2 (9%)	1,412	5.1 (14%)			321	28.8 (78%)	37.0	37.0	
2007	1,212	3.9 (11%)	1,415	5.0 (14%)			330	27.1 (75%)	35.9	35.9	
2008(予測)	1,212	4.0 (11%)	1,415	5.2 (14%)			330	27.8 (75%)	36.8	36.8	
2009(予測)	1,212	4.0 (11%)	1,415	5.3 (14%)	610	$3.9 + \alpha$ (10% + $\beta$ )	330	$28.6 - \alpha$ (75% - $\beta$ )	41.7	37.9	3.9
2010(予測)	1,212	4.1 (11%)	1,415	5.5 (14%)	1,200	$3.9 + \alpha$ (10% + $\beta$ )	330	$29.6 - \alpha$ (75% - $\beta$ )	43.2	39.3	3.9

↑  
新たに住宅取得を決める世帯=3.9万件/年  
「非課税枠拡大」を受け贈与額(受贈額)を増額する世帯= $\alpha$ (万世帯)/年 (ただし、 $0 \leq \alpha \leq 29$ 万)

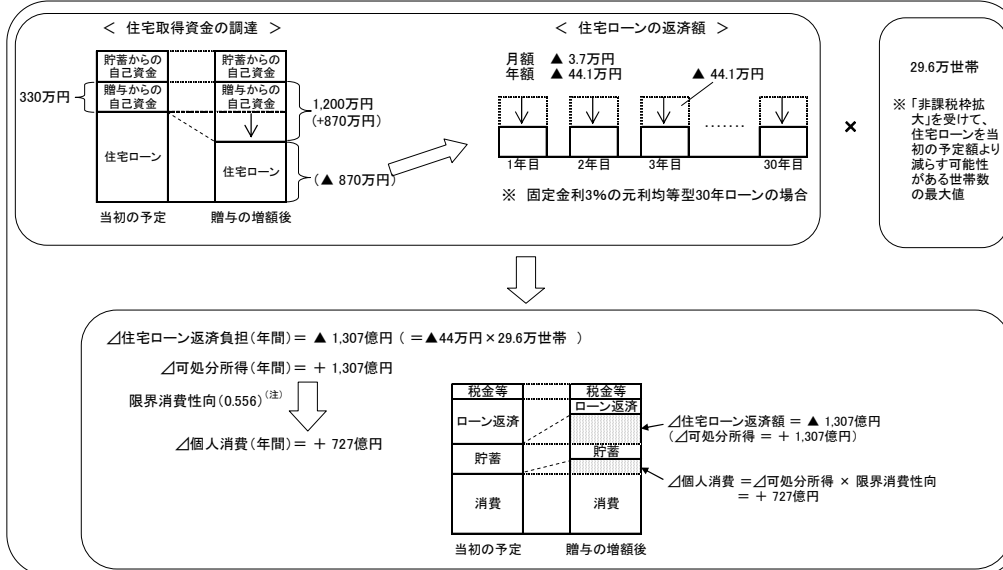
(資料) 国税庁資料をもとにみずほ総合研究所作成

<sup>12</sup> ここでは、可処分所得の変化に対する消費支出の変化の割合（限界消費性向）を 0.556（56%程度）としている（詳細は 22 頁参照）。

図表 27 当初より住宅購入を決めていた世帯の「消費押し上げ」効果  
2009年 = +226億円



2010年 = +727億円



(注) 限界消費性向は以下の推計より算出

$$\text{家計最終消費支出 (兆円)} = 6.725 + 0.556 \times \Delta \text{可処分所得 (兆円)} + 0.983 \times \text{前年の家計最終消費支出 (兆円)}$$

$$(2.305)(6.560) \qquad (88.729) \qquad \text{※ ( ) 内は } t \text{ 値}$$

sample :1981~2008      Adj.R<sup>2</sup>=0.998      D.W.=2.037

ただし、家計最終消費支出ならびに可処分所得はSNAベース。

(資料) みずほ総合研究所試算

## ＜消費支出の抑制効果＞

このように、「非課税枠拡大」は住宅購入件数の増加という直接的な効果以外にも、住宅ローンの減額を通じて消費を押し上げる間接的な効果も期待できる。ただ、逆に「非課税枠拡大」を受けて新たに住宅購入を決めた世帯では、住宅ローンの返済負担が発生することから、消費の抑制効果が生じる可能性がある。こうした消費抑制の影響を試算したのが図表 28 である。

図表 28 の試算では、住宅購入価格を 30～40 代の平均住宅取得必要資金と同程度額の 3,300 万円（2009 年、前掲図表 19）と仮定し、非課税贈与との差額を全て住宅ローンで資金調達するケース、すなわち今回の試算方法において住宅ローンの設定額（並びに消費抑制効果）が最大となるようなケースについて試算した。想定したケースでは、2009 年に暦年課税の非課税枠が 610 万円に拡大したのを受けて新たに住宅購入を決定した世帯は、約 2,700 万円の住宅ローンを組むことになる。図表 27 の試算と同様に、3%固定金利の元利均等返済型の 30 年ローンを仮定した場合、住宅ローンの返済額は月々 11.4 万円、年間で約 136 万円となる。新規に住宅を購入することを決めた世帯の数を予測値の最大値である 3.9 万世帯とすると、新たに発生する住宅ローンの返済額は、総額で約 530 億円と計算できる。

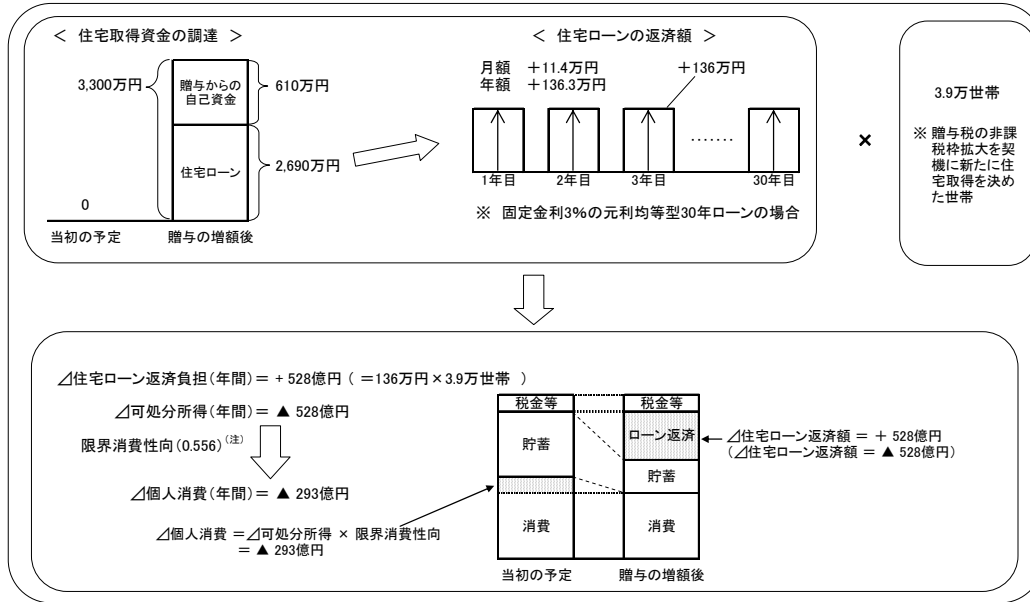
したがって、年間約 530 億円の可処分所得（住宅ローン返済を除くベース）が減少することになり、限界消費性向（56%）を乗じると 290 億円程度の消費減少につながる可能性があるとして試算できる。また、2010 年について同様の試算を行なうと、同年の消費抑制効果は約 230 億円となる。

このように、「非課税枠拡大」の消費への影響については、「非課税枠拡大」がなくても住宅購入を予定していた世帯と、「非課税枠拡大」によって新たに住宅購入を決定した世帯とで異なるものになると考えられる。ただ、実際には 2 つのケースが混在するため、消費へのプラスの効果とマイナスの効果が相殺しあい、結果的に消費への影響は限定的なものにとどまると考えられる。

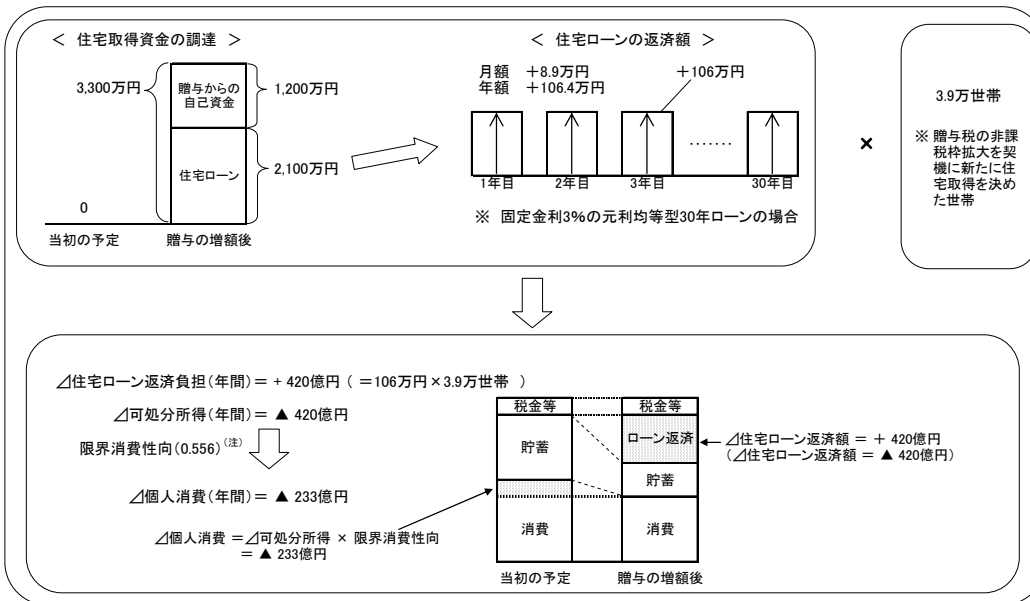
また、仮に消費への効果がいずれか一方に偏って現れるような極端なケースになったとしても、試算結果から判断する限り、その影響は数百億円程度にとどまり、大きなインパクトはないものと予想される。たとえ消費への影響が抑制効果のみに現れたとしても、住宅投資の拡大効果がこれを補って余りあることになろう。

図表 28 新たに住宅購入を決めた世帯の「消費抑制」効果

2009年＝▲293億円



2010年＝▲233億円



(注) 限界消費性向は以下の推計より算出

$$\text{家計最終消費支出(兆円)} = 6.725 + 0.556 \times \Delta \text{可処分所得(兆円)} + 0.983 \times \text{前年の家計最終消費支出(兆円)}$$

$$(2.305)(6.560) \qquad (88.729) \qquad \text{※ ( ) 内は t 値}$$

sample :1981~2008      Adj.R<sup>2</sup>=0.998      D.W.=2.037

ただし、家計最終消費支出ならびに可処分所得はSNAベース。

(資料) みずほ総合研究所試算

## (2) 「非課税枠拡大」は格差の固定化を助長するか

内需活性化を意図した「非課税枠拡大」であるが、贈与税負担を軽減することに対しては、高額資産保有者を優遇する政策との批判もある。「非課税枠拡大」の恩恵を受けられるのが従来の非課税枠以上の贈与を行なえる高額資産を保有する者に限られることから、世代を跨いだ資産格差の固定化を助長させるとの批判だ。

贈与税がなければ、生前贈与によって親は資産全額を子に無税で移転できるため、相続税の有する所得再分配機能が損なわれる。それを防ぐために、生前贈与を行なっても、税負担が軽くなるように贈与税が設けられている。したがって非課税枠を拡大させ贈与税の税負担を軽減させる措置は、一義的には、資産再分配機能の低下を意味し、資産格差の固定化という観点から副作用を伴う政策ということになる。

贈与を行なう場合、贈与者は相続時精算課税制度と暦年課税制度を選択することができる。相続税と贈与税を通算する相続時精算課税を利用するケースでは、資産価格の将来の変動がないと仮定すれば、生前贈与を行なってもトータルの相続コストは変わらない(図表 29)。贈与税と相続税を合わせた最終的な相続コストは相続税の実効税率によって決まる。そのため、相続時精算課税制度を利用するケースでは、「非課税枠拡大」によって資産格差の固定化が助長されることはない。

一方、暦年課税を利用するケースでは、贈与者の保有する資産が相続税の基礎控除を上回る場合に限り、生前贈与を行なうことで相続コストを削減することが可能な場合がある。「非課税枠拡大」によって、親の保有する資産を受贈後に住宅資産に変えれば(住宅を購入すれば)、2009年は従来に比べ500万円多い資産を非課税で実質的に相続できるようになるという見方もできる。

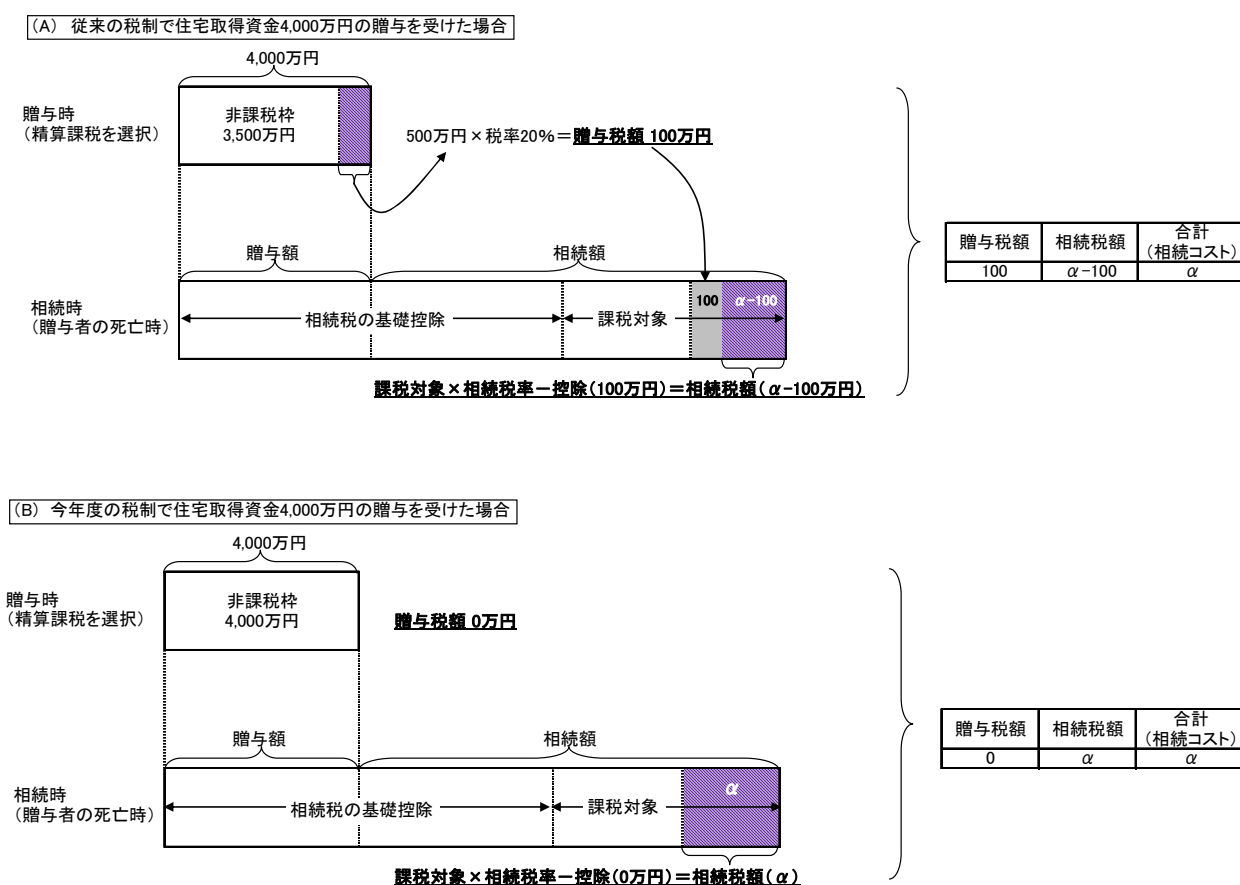
例えば、世帯主のほかに配偶者と2人の子がいる世帯の場合、相続税の基礎控除額は8,000万円となる。単純なケース<sup>13</sup>を想定すると、8,000万円以上の資産を保有する世帯では生前贈与を用いて相続コストを削減することができ、2009年の「非課税枠拡大」によって、実効税率を最大1%弱程度低下させることが可能となる(図表 30の「C-B」)。

ただ、将来の資産価格の変動も考慮すれば、実際には1%程度の節税効果を重視して資産を生前贈与するケースはそれほど多くはないだろう。換言すれば、暦年

<sup>13</sup> 試算で仮定したケースは以下の通り。親から2人の子にそれぞれ同額の贈与を一度行ない、残った資産は配偶者と2人の子に相続される(1次相続)。配偶者が相続した資産も、その後2人の子に相続される(2次相続)。なお、1次相続ならびに2次相続の際の2人の子への相続額は、贈与と同様に同額とする。なお、遺産額が全て贈与税、もしくは相続税の課税対象となるように、①相続時精算課税に係る贈与、②相続開始前3年以内の贈与、③非課税財産、④債務等はいずれもないものと仮定。その上で、贈与税額と相続税額の合計が最小になる贈与額ならびに1次相続の際に配偶者が相続する実際の割合と配偶者控除額を算出。贈与がない場合は、資産に対する相続税額の比率を相続コストの実効税率とし、贈与が行なわれる場合については、資産に対する贈与税額と相続税額の合計の比率を相続コストの実効税率とした。

課税を利用したケースであっても、2009年の税制改正で従来の制度に比べ著しく資産格差の固定化が助長されるとは考えづらい。2010年についても、試算上節税額は拡大するが、それでも実効税率を最大2%強低下させるに過ぎず（図表30の「D-B」<sup>14</sup>）、2008年までと比べて、資産格差を固定化させる効果が著しく大きくなるまでとは言えない。なお、2010年の改正では、「非課税枠拡大」を利用できる条件として受贈者の所得が2,000万円以下であるとする所得制限を設けている。「金持ち優遇」の基準を資産格差の固定化を助長させるかどうかにかざるとすれば、この制限はそれほど重要ではないとも言える。

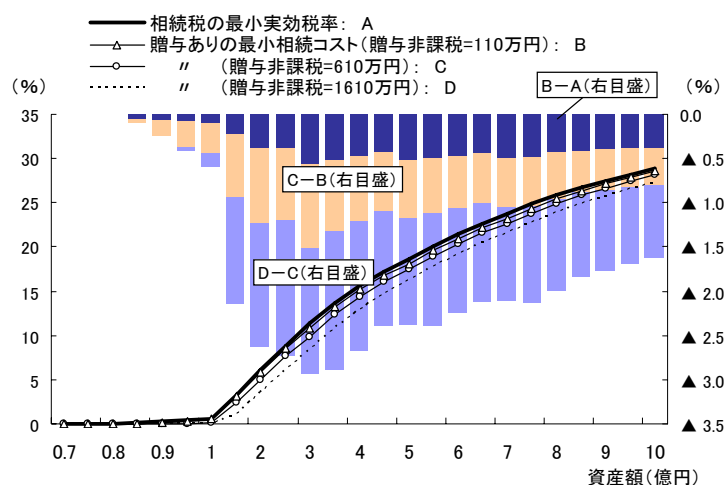
図表 29 相続時精算課税を利用した場合の相続コスト



(資料)財務省HPをもとに加筆作成

<sup>14</sup> 「D-C」と「C-B」の合計。

図表 30 暦年課税贈与を用いた相続コストの削減シミュレーション



### (3) 「非課税枠拡大」の効果を阻む将来不安

ここまでの分析で示したように、2009年の「非課税枠拡大」は資産格差の固定化という副作用は限定的であるとみられ、また贈与の駆込み効果があれば、3.9万件程度の住宅購入の増加が期待できるはずである。しかし、そうした効果が実際には発生していない可能性もある<sup>15</sup>。また、発生していたとしても住宅投資の落ち込みを一部補う程度にとどまり、冷え込みの厳しい住宅市場を活性化させるまでには至っていない。

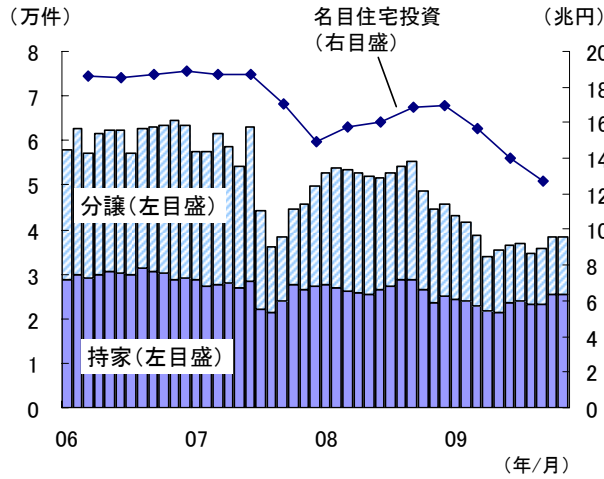
持家系の新設着工件数をみると、昨年4月以降底打ち感がやや出てきているものの、目立った回復は見られていない(図表31)。名目住宅投資額も減少基調が続いており、7~9月期時点において持ち直しの兆しは見られない。名目住宅投資の減少については、貸家の新設着工が減少している影響などもあるが、試算した「非課税枠拡大」の効果を打ち消してしまうほどに、住宅投資を下押しする要因が働いている可能性もある。

景気は回復基調にあるとはいえ、ボーナスの減少が続き、将来所得に明るい展望が描けない中で、住宅ローンの負担が従来よりも軽減できるとしても住宅購入に踏み切ることができない家計が相当程度あると考えられる(図表32)。住宅購

<sup>15</sup> ただし、住宅金融支援機構の調査「平成21年度 民間住宅ローン利用者の実態調査(民間住宅ローン利用予定者編(第2回))」によれば、住宅ローン利用予定者うち「贈与税の非課税枠拡大は住宅取得計画に影響ありますか?」という問いに「はい」と回答した者の割合は34.8%に及ぶ。

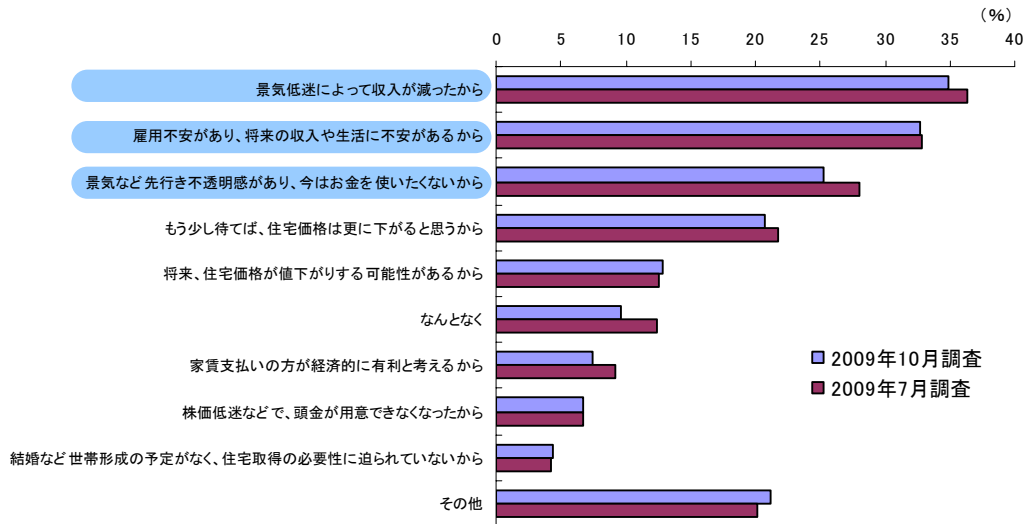


図表 31 「持家系住宅の新設着工件数」と「名目住宅投資」



(注) 季節調整値。  
 (資料) 国土交通省「建築着工統計」、内閣府「国民経済計算」

図表 32 住宅取得に踏み切れない理由  
 (住宅ローン利用予定者)



(資料) 住宅金融支援機構「平成21年度 民間住宅ローン利用者の実態調査(民間住宅ローン利用者予定編(第2回))」

入の意思が強い世帯についても、将来不安があるなかでは、「非課税枠拡大」で受けた恩恵を住宅の購入価格引き上げではなく、どちらかといえば設定する住宅ローンの減額に使う可能性が高いと考えられる。

以上で述べてきたことをまとめると、2009年、2010年の「非課税枠拡大」は、

資産格差の固定化については、それほど懸念する必要がないものの、経済効果も GDP を 0.3%押し上げる程度（前掲図表 25）にとどまるというのが結論だ。住宅投資に対して一定の効果が期待できるとしても、内需活性化の起爆剤になるほどのインパクトは持ち得ないだろう。また、贈与によって現役世代の支出に回る可能性があると考えられる資金額も 0.24～0.47 兆円程度（前掲図表 24）と、高齢者の保有する純金融資産 360 兆円の 0.1%程度の移転を促す程度に過ぎない。

そして、その僅かな効果ですら、将来不安の影響などによって減殺されている可能性が高い。家計貯蓄の有効活用という政策目標から考えれば、2009 年および 2010 年の住宅取得資金に限定した「非課税枠拡大」だけでは力不足と言わざるを得ない。このため、高齢者の保有する金融資産を現役世代へ移転させて、内需活性化につなげるのであれば、さらに大胆な政策が必要だと思われる。以下では、新たな政策対応について検討する。

## 6 高齢者資産の活用に向けて

金融資産を高齢者から現役世代に移転させ、支出につなげるにはどうすれば良いだろうか。まず考えられるのが、前章（26 頁）でも触れた非課税贈与の際の所得制限の緩和である。資産格差の観点からすれば、前述の試算（前掲図表 30）で示したように所得制限を設けなかったとしても副作用は小さくなく、受贈者の所得を 2,000 万円以下とする所得制限に大きな意味はないと言えよう。今回の贈与税減税には住宅購入という用途制限が付いているのであるから、むしろ資産のある高齢者からの資金移転の制約を小さくすることで支出の拡大を促し、景気の下支え効果を期待するという意味で所得制限を外す方が良いと言える。ただ、所得制限の廃止によって経済効果が大きく高まるとは考えづらく<sup>16</sup>、本質的な解決策とは言えない。

そこで、贈与税減税の制約要件をさらに緩和する方策について考えてみたい。今回の「非課税枠拡大」では、所得制限のほかに、①住宅取得資金の贈与であること、②時限措置であること、の 2 つの制約がある。以降では、これらを緩和させた場合の効果について考えてみる。

### (1) 副作用の大きい「用途制限の廃止」と「恒久化」

まず 2 つの制約を外す極端なケースを考えてみる。暦年課税と相続時精算課税の 2 つの方式のうち、贈与税と相続税を通算する相続時精算課税を利用する場合は贈与税減税の効果が小さいため<sup>17</sup>、ここでは暦年課税を利用する場合について考

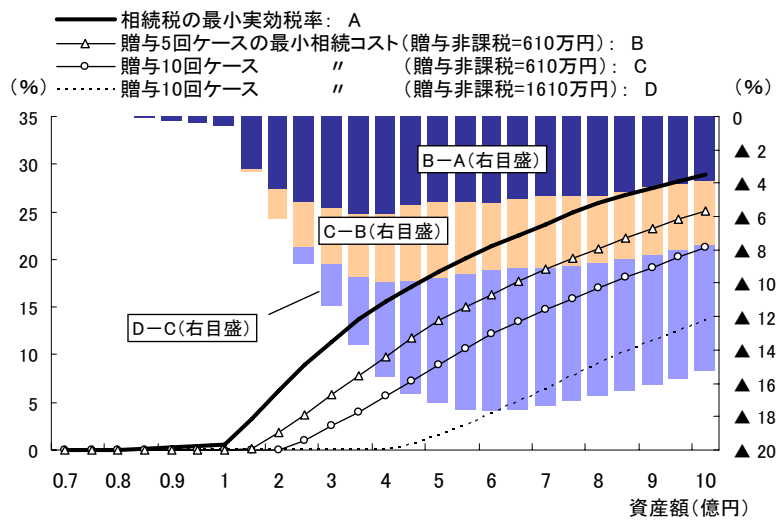
<sup>16</sup> 図表 24 の試算は所得制限について特段考慮していない。そのため、図表 24 の試算は所得制限がなかった場合の試算といえ、所得制限を設けなかったとしても大きな経済効果がないことを示している。

<sup>17</sup> 最終的に負担する税額（贈与税と相続税の合計額）が同じであったとしても、相続時の税負担が一時的

察する。

暦年課税を利用する場合、時限措置を止め恒久的な措置とすれば、贈与の回数を増やすことで相続コストを抑制できるため、間違いなく生前贈与は増加するはずだ。例えば、「非課税枠拡大」の期間を10年に延ばした場合について考えてみよう。贈与回数を増やせば、その分相続コスト<sup>18</sup>の削減額も大きくすることができる。具体的な削減額を検証するために配偶者と2人の子がいる世帯について試算<sup>19</sup>した結果が図表33である。非課税枠が610万円で生前贈与を1度だけ行なった場合、贈与と相続のトータルの実効税率は、図表30でも示したように非課税枠が110万円のケースより1%程度低下し、相続の実質的な実効税率を最大約1.5%低下させることが可能となる。さらに贈与回数を5回まで増やすと、最大6%弱の実効税率低下が可能になる。そして贈与回数10回の場合では、実効税率を10%近く

図表 33 暦年課税の生前贈与を複数回行なった場合の相続コスト



(注) Aは1次相続(親から配偶者および子への相続)に加え2次相続(配偶者から子への相続)も考慮した相続税額の最小実効税率。B、C、Dは、生前贈与を複数回行なった場合の1次、2次相続を考慮した最小相続コスト(贈与税額と相続税額をあわせた実効税率)。

(資料)みずほ総合研究所試算

に軽減されることで贈与しやすくなるという点も指摘できるが、その影響は小さいと考えられる。

18 贈与税額と相続税額の合計。

19 試算で仮定したケースは以下の通り。親から2人の子にそれぞれ同額の贈与を10年間(10回)行ない、残った資産は配偶者と2人の子に相続される(1次相続)。配偶者が相続した資産も、その後2人の子に相続される(2次相続)。なお、1次相続並びに2次相続の際の2人の子への相続額は、贈与と同様に同額とする。なお、遺産額が全て贈与税、もしくは相続税の課税対象となるように、①相続時精算課税に係る贈与、②相続開始前3年以内の贈与、③非課税財産、④債務等はいずれもないものと仮定。その上で、贈与税額と相続税額の合計が最小になる贈与額ならびに1次相続の際に配偶者が相続する実際の割合と配偶者控除額を算出。贈与がない場合は、資産に対する相続税額の比率を相続コストの実効税率とし、贈与が行なわれる場合については、資産に対する贈与税額と相続税額の合計の比率を相続コストの実効税率とした。

低下させることができる。また、10回の贈与が可能な場合で、かつ非課税枠を1,610万円まで拡大させた場合について試算すると、贈与によって相続コストを税率にして17%以上節税することができるようになる。

したがって、減税措置を長期化させれば、税負担の軽減効果が高まる一方で、資産の再分配機能が大きく歪められるという副作用を生むことになる。ただ、贈与された資金が消費支出につながれば資産そのものの格差の固定化を生むことはない。このため、より重要なのは用途制限の有無ということになる。用途に制限がなければ、受贈者は贈与された資産を金融資産のまま保有できるため、親の貯蓄が単に子の名義に代わるだけに終わる可能性が高い。贈与が貯蓄から貯蓄への移転となれば、資産格差の固定化を助長することにつながる。

また、用途制限の廃止は、景気対策の観点からも望ましくない。貯蓄の移転にとどまれば、現役世代の支出が拡大する可能性も低いため景気対策としての効果が多くは期待できないためだ。

以上から、贈与税の減税措置を実施する場合には、連年贈与のもたらす副作用（分配機能への弊害）が大きい「措置の恒久化」を避け、さらに貯蓄から貯蓄への移転とならないように「支出を前提とした贈与に限定する」という条件をつけることが不可欠である。なお、結果的に今回の「非課税枠拡大」を長期化させざるを得なくなった場合でも、計画的な連年贈与の排除と贈与の駆込み効果の維持を考慮し、恒久化ではなく“延長”という手法を使うべきであろう。

## (2) 検討の余地がある用途要件の緩和

前節での考察を踏まえ、時限性を維持しつつ支出の用途要件を緩和<sup>20</sup>する方向で贈与税減税の拡充案を考えてみたい。

一般的に家計で最大の支出は、今回の「非課税枠拡大」の対象となっている住宅購入である。高額消費といえば、その他に自動車ぐらいしかない。そのため、相続時精算課税を使用しても良いと考える世帯にとっては、現行の2,500万円の非課税枠以上の基礎控除は必要ないように思われる。

しかし、相続時精算課税を一度使用すると、以降は暦年課税を用いて贈与することはできなくなる。そのため、高額住宅の購入で贈与税の非課税枠の大半を使い切ってしまうと、その後は非課税の贈与は受けられなくなるケースも考えられる。また、住宅の購入にあわせて高額の耐久消費財を購入する場合も用途要件から非課税枠は使えない<sup>21</sup>。そこで例えば、用途が自由な2,500万円の非課税枠（既存の基礎控除）とは別枠で住宅取得資金の非課税枠を認めるのも1つの方法だろう。

<sup>20</sup> 「支出先」の制限を弱めるもので、貯蓄は対象外。

<sup>21</sup> 必要だと認められる範囲の生活費や教育費は現行制度においても既に非課税となっている。

また暦年課税の場合には、年間の非課税枠（使途制限のない基礎控除）が 110 万円となっている。同様に、住宅取得資金を別枠にした上で、支出の使途が自由な贈与も時限的に住宅取得資金と同程度まで認めれば、消費が増加する可能性があるのではないだろうか。

こうした措置を講じることによって、仮に 360 兆円ある高齢者の純金融資産が年間に 1 割でも子世代の消費支出につながれば、それだけで名目 GDP の 7% に相当する消費が生まれることになる。相当なインパクトである。

ただ、このような支出使途制限の緩和が消費の活性化にプラスであったとしても、一方で批判も予想される。まず第一に、非課税をそこまで認めてよいのかという議論だ。住宅について認めている非課税贈与を自動車など高額な耐久消費財にまで拡大するというのは価値判断の観点から批判があるかもしれない。ただ、自動車など耐久消費財の購入に使われるのであれば、金融資産へと移転されるのとは異なり、資産格差の固定化とは言えない。また、富裕層優遇という批判もあるだろうが、7 頁で指摘したように、政策のターゲットが高額の資産を保有する高齢者である点を踏まえれば、むしろ高額消費が少しでも可能となるようにその経路を作り出すことの方が重要であると言えるのではないだろうか。

第二に、事務処理上の技術的な問題が指摘できよう。自動車や耐久消費財を購入する都度、その証拠を提示して贈与税の減免手続きをすることが現実的かという問題だ。行政コストが増すことは間違いのないだろうが、エコポイントや定額給付金等の手続きができるのであれば、新たに必要となる年 1 度の手続きが全くできないということでもないだろう。問題は、先述したように再分配機能面からの価値判断として許容できるかということと、消費を増やすために行政のコスト増を認められるかという点にかかっている。

したがって、ここに示したような支出使途制限の緩和を是とするか否かは、消費促進による需要の創出や下支えをどの程度の優先的な政策課題と位置付けるか、ということに尽きるといえよう。

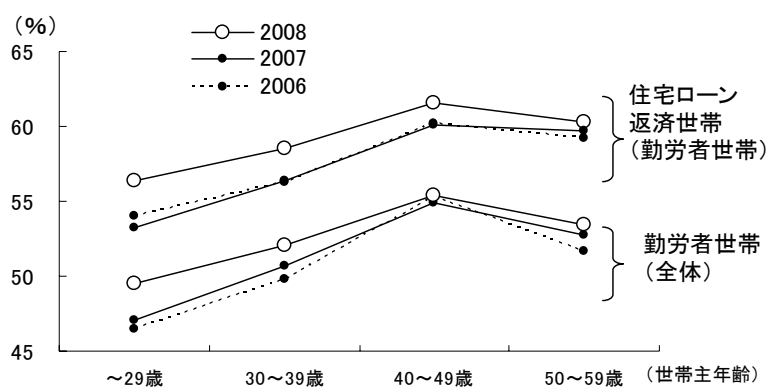
### (3) より現実的な住宅ローン返済資金の非課税贈与

前節では自動車などの例を念頭に支出の使途要件緩和について述べたが、より批判が少ないとみられる手法として、既存の住宅ローンの返済資金への贈与に対する税負担の軽減が考えられる。

当然のことながら、住宅ローンを抱えた世帯では、その返済がある分、大きな流動性制約に直面しており（図表 34）、消費は抑制される。そのため、贈与資金によって住宅ローンの返済負担を軽減できれば、浮いた資金の一部は消費に回る可能性が高いと考えられる。そこで、使途を住宅ローンの返済資金に充てる場合には、贈与の非課税を別枠で認めるという拡充案が考えられる。

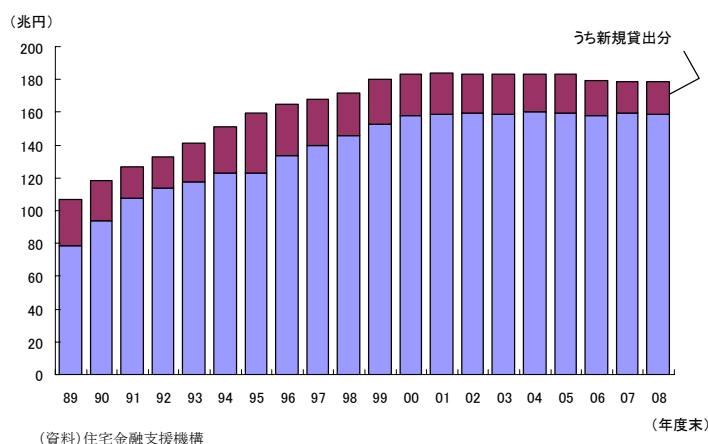
家計の住宅ローン残高は2008年度末時点で約178.4兆円存在する（図表35）。ローンの条件によって試算値は大きく変わるが、仮に3%固定金利で期間30年の元利均等返済型ローンを住宅資金借入世帯の平均的な姿として仮定すると、住宅ローンが贈与資金によって全て返済された場合には、家計の住宅ローンの総返済負担が年間約9兆円程度軽減される計算になる。9兆円の可処分所得の増加は5兆円程度の消費を生む可能性があり、その経済効果はGDPを+1%押し上げる規模と試算できる（図表36）。

図表 34 住宅ローン返済世帯の基礎的支出比率



(注) 基礎的支出 = 食料 + 光熱・水道 + 被服・履物 + 保健医療 + 土地・家屋借金返済 + 家賃・地代 + 教育費 + 仕送り金 + 直接税・社会保険料等  
 基礎的支出比率 = 基礎的支出 ÷ 実収入  
 (資料) 総務省「家計調査年報」

図表 35 住宅ローン残高の推移



(資料) 住宅金融支援機構

図表 36 住宅ローン負担軽減の経済効果

住宅ローン残高(2008年度末、①) =	178.4兆円
金利(②) =	3%
年間ローン返済(①、②より) =	▲9.0兆円……固定金利3%の元利均等型30年ローン
可処分所得(③) =	+9.0兆円
限界消費性向(④、※) =	0.556
名目消費(⑤=③×④) =	+5.0兆円
名目GDP(2008年度、⑥) =	494.2兆円
経済効果(⑤÷⑥) =	+1.0%
(※)限界消費性向は以下の推計より算出	
家計最終消費支出(兆円) =	$6.725 + 0.556 \times \Delta \text{可処分所得(兆円)} + 0.983 \times \text{前年の家計最終消費支出(兆円)}$
	(2.305)(6.560) (88.729) ※ ( ) 内は t 値
sample: 1981~2008	Adj.R <sup>2</sup> =0.998 D.W.=2.037
ただし、家計最終消費支出ならびに可処分所得はSNAベース。	

(注) 試算の考え方については、22頁の図表27を参照。

(資料) みずほ総合研究所作成

もちろん、これはあくまで機械的な試算であり、現実には178兆円の住宅ローン全てが贈与によって返済されることにはならないであろう。しかし、贈与資金を住宅ローンの返済に使えるよう用途制限を緩和する(ただし時限措置とする)という措置によって、かなりの経済効果が見込めるのではないだろうか。特に、デフレ下では負債の実質負担が年々増加することを考えれば、家計の負債を軽減するという政策的意義は大きいと考えられる。また、多額のローンを抱えての将来不安に起因する消費マインドの過度な萎縮を払拭する効果も期待できよう。

## 7 おわりに

わが国の経済は世界金融危機に伴う急激な調整を経て復調過程に入り始めたと思われるが、厳しい雇用情勢、明るさの見えない所得環境、先行き不安の広がりなど消費を下押しする要因は多く、このことが景気の浮揚をむずかしくしている。またわが国は、人口の減少や高齢化の進行など、中長期的にも経済活力を弱める社会変化に直面している。他方で、財政再建の要請などから、このような状況を打開していくための政策にも財政コストを膨らませない工夫が求められている。

こうした中で、いかに民間の資金の循環を促して需要の拡大、経済の活性化に結び付けていくかは、ますます重要なポイントとなっている。そうした意味で、高齢者の資産を潜在需要の顕在化に活用していくことは、大幅な需給ギャップを背景とするデフレ懸念や、人口減少に伴う構造的需不足が指摘される中にあって、有効性の高い手立てと位置付けることができよう。

これまで贈与税の負担軽減は、ともすれば格差の固定化や拡大を助長するという点で批判を受けてきた。しかし、少子高齢化が進むことで現役世代が背負う負担が一段と重いものとなり、若者の雇用を巡る実状が深刻化していることを認識

すれば、経済活動の主演となるべき年齢層の生活を支え、需要を実体化させていくために「世代間の格差」を補正していく視点も欠かせない。贈与税の減税は、とくに現下のような経済情勢においては、その有力なツールとなろう。

実際に、2009年に続き2010年も景気対策として贈与税の非課税枠拡大が講じられることになった。その方向性はここに示した認識とほぼ一致するといえようが、見込まれる効果は、本稿の試算で示したように力不足と評せざるを得ない。そこで、格差の固定化に関わる副作用に配慮しつつ、贈与税負担をより幅広く軽減していくための方策を、予想される効果試算とともに提示してみた。そこに示したように、住宅ローン返済資金など非課税枠に関わる使途制限の緩和を行うことで高齢者から現役世代への資金シフトが促進できれば、数兆円規模のレベルで消費拡大への可能性が広がる。贈与税の非課税枠拡大を「内需活性化の切り札」の一つと位置付けることは、必ずしも楽観的過ぎる見方ではないであろう。



[参考文献]

国枝繁樹「相続税・贈与税の理論」、財務省財務総合政策研究所「フィナンシャル・レビュー」October  
2002

熊野英生「贈与税減税と遺産マネー ～遺産動機を持つ相続マネーは相対的に大きくない～」、第一  
生命経済研究所 Financial Trends 2009年4月17日

河野 敏鑑「贈与税減免をどう考えるか」、富士通総研 HP ([http://jp.fujitsu.com/group/fri/column  
/opinion/200904/2009-4-2.html](http://jp.fujitsu.com/group/fri/column/opinion/200904/2009-4-2.html)) 2009年4月10日

財経詳報社「図説日本の税制」

財務省「平成 21 年度税制改正の解説」([http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/kaisetsu21/index.  
html](http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/kaisetsu21/index.html))

財務省「平成 22 年度税制改正大綱」(<http://www.mof.go.jp/genan22/zei001.htm>)